

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年2月19日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中谷 友行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	堂島 孝太 連絡場所 東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	03-6700-4111
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田ライフプランファンド20 明治安田ライフプランファンド50 明治安田ライフプランファンド70
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

明治安田ライフプランファンド20、明治安田ライフプランファンド50、明治安田ライフプランファンド70（以下、上記のそれぞれをまたは上記を総称して「当ファンド」または「明治安田ライフプランファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 上限 5,000億円

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

分配金再投資コース の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されません。

分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

各ファンド間でのスイッチング が可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

各ファンド間でのスイッチングが可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

スイッチングの際には、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

販売会社により、1ファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

（７）【申込期間】

2026年2月20日から2026年8月19日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社につきましては下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額)、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額)を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年1回(5月20日。休業日の場合は翌営業日)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「明治安田ライフプランファンド」は、「明治安田ライフプランファンド20」、「明治安田ライフプランファンド50」および「明治安田ライフプランファンド70」の3本のファンドから構成され、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券 一般	年6回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
公債	(隔月)	欧州		
社債	年12回	アジア		
その他債券	(毎月)	オセアニア		
クレジット属性 ()	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型)))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)(資産配分固定型)))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。)を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：各ファンド 上限5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

明治安田ライフプランファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

主として、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

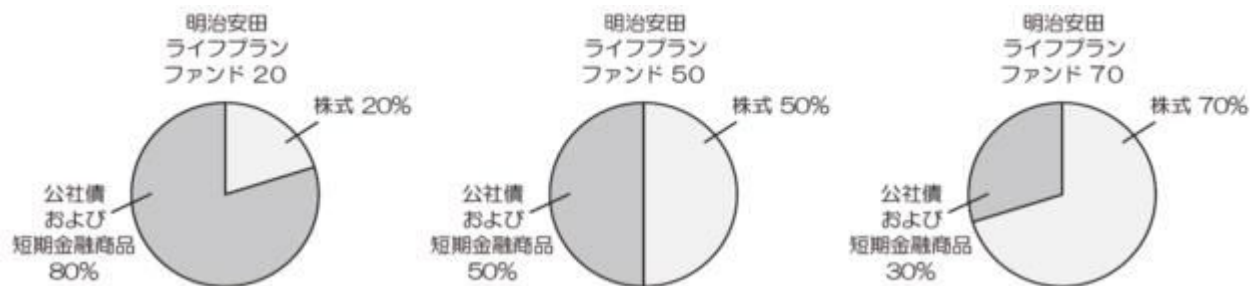
ファンドごとに基準ポートフォリオを設定し運用を行います。

	明治安田 ライフプラン ファンド20 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド50 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド70 基準組入比率	3ファンド 共通変動幅
株式アセット	20.0%	50.0%	70.0%	±10%程度
明治安田日本株式マザーファンド	15.0%	30.0%	40.0%	±5%程度
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
明治安田欧州株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
債券アセット	77.0%	47.0%	27.0%	±10%程度
明治安田日本債券マザーファンド	62.0%	32.0%	17.0%	±5%程度
明治安田外国債券マザーファンド	15.0%	15.0%	10.0%	±5%程度
短期金融商品	3.0%	3.0%	3.0%	±5%程度

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、基準ポートフォリオに戻します。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）

基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。

資産配分の異なる3つのファンドによって、お客さまのリスク許容度に合わせた資産運用が可能です。



各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。

< 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

原則として行いません。

< 明治安田外国債券マザーファンド >

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

< マザーファンドの運用手法 >

ファンド名	運用手法
明治安田日本株式マザーファンド	徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場に過小評価されていると判断される銘柄を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築します。
明治安田アメリカ株式マザーファンド	S&P500指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理およびポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。
明治安田欧州株式マザーファンド	MSCIヨーロッパ・インデックス採用銘柄を投資対象とし、当社独自のクオンツモデルにより多面的な個別銘柄分析を行いポートフォリオを構築します。パフォーマンス分析およびリスク管理によりポートフォリオのリバランス等を行います。
明治安田日本債券マザーファンド	ベンチマークに対してデュレーション・ニュートラル戦略を基本とし、信用リスク、流動性リスクに配慮しつつ、イールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行います。
明治安田外国債券マザーファンド	ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析を踏まえ、通貨アロケーション戦略、デュレーション・イールドカーブ戦略や種別・銘柄戦略を策定、ポートフォリオ全体のリスクコントロールを行いつつ運用を行います。

(2) 【ファンドの沿革】

2000年 5月31日	信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始
2004年 1月 1日	「YPWライフプランファンド20」から「安田ライフプランファンド20」へ、 「YPWライフプランファンド50」から「安田ライフプランファンド50」へ、 「YPWライフプランファンド70」から「安田ライフプランファンド70」へ、 それぞれファンド名を変更
2010年10月 1日	ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継 「安田ライフプランファンド20」から「明治安田ライフプランファンド20」へ、「安田ライフプランファンド50」から「明治安田ライフプランファンド50」へ、「安田ライフプランファンド70」から「明治安田ライフプランファンド70」へ、ファンド名変更 「安田日本株マザーファンド」から「明治安田日本株式マザーファンド」へ、「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ、「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へ、「安田外国債券マザーファンド」から「明治安田外国債券マザーファンド」へ、「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へ、ファンド名変更
2010年10月 1日	投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インク」から「UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド」に変更
2011年 4月 1日	投資対象である明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更
2019年 6月 7日	投資対象である明治安田外国債券マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更
2024年10月 1日	投資対象である明治安田欧州株式マザーファンドに関し、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更

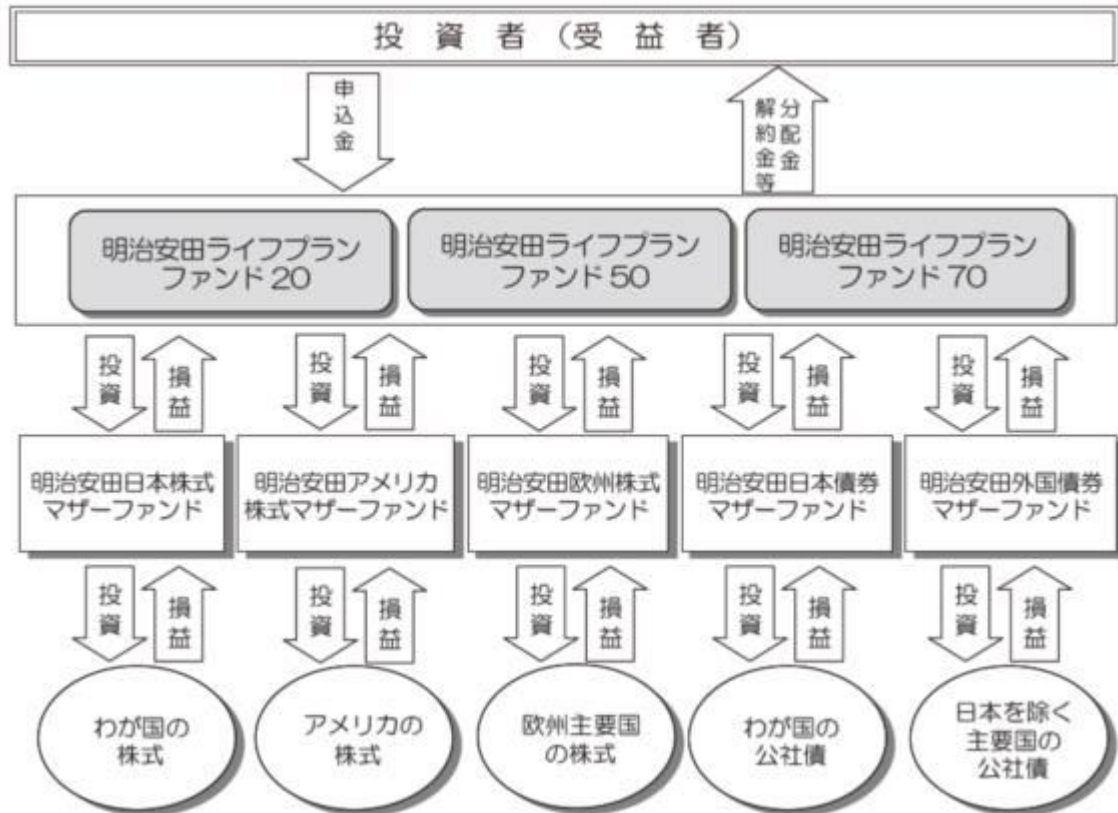
「明治安田ライフプランファンド」のマザーファンドである「明治安田日本株式マザーファンド」、「明治安田欧州株式マザーファンド」および「明治安田日本債券マザーファンド」については2000年1月28日に、「明治安田外国債券マザーファンド」については2000年3月24日に、「明治安田アメリカ株式マザーファンド」については2000年4月25日に、それぞれ信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

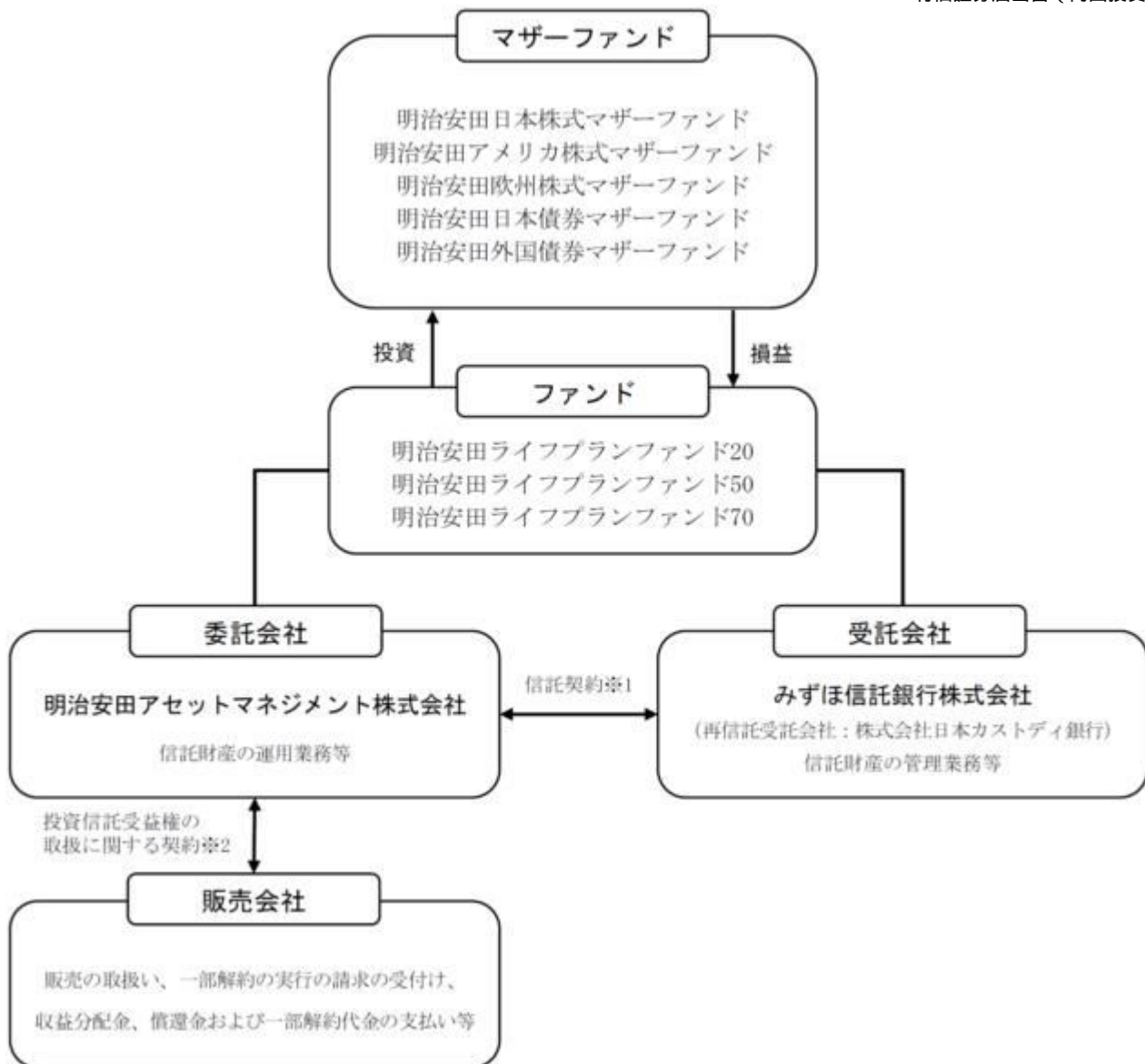
2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（受託者は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。）

3. 販売会社

ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立

1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

・基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

・運用方法

投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

1. 明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。
2. 各ファンドについて、以下を基準ポートフォリオとして運用を行います。
 - <明治安田ライフプランファンド20>
株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の20%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の80%程度とします。
 - <明治安田ライフプランファンド50>
株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とします。
 - <明治安田ライフプランファンド70>
株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の70%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の30%程度とします。
3. 各ファンドの基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下10%程度以内に、各マザーファンド受益証券（短期金融商品を含みます。）の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下5%程度以内に抑制しつつ運用を行います（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）。
4. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

9. 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

<明治安田欧州株式マザーファンド>

原則として行いません。

<明治安田外国債券マザーファンド>

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行うことがあります。

マザーファンドの投資方針

< 明治安田日本株式マザーファンド >

・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

・運用方法

投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

1. わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2025年10月1日付けで、ベンチマークをTOPIX（東証株価指数）から東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に変更いたしました。
2. 銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
5. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を
広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株
ベースの時価総額加重方式により算出されます。

- ・ TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX
総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利
用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべ
ての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、T
OPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは
使用の停止を行うことができます。JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商
標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をする
ものではありません。JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保
証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は
中断に対し、責任を負いません。本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではあり
ません。JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする
義務を負いません。JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する
銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。上記に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及
び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

< 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

・運用方法

投資対象

S&P500指数採用銘柄を主要投資対象とします。

投資態度

1. S&P500指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2025年10月1日付けで、ベンチマークをS&P500種株価指数からS&P500指数（配当込み、円換算ベース）に変更いたしました。
2. S&P500指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。
3. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
5. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびにならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
8. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によって為替ヘッジを行う場合があります。

※「S&P500[®]」は、S&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これの使用ライセンスが当社に付与されています。S&P[®]および S&P500[®]は、S&P Global, Inc. またはその関連会社（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones[®]は Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、当社により一定の目的でサブライセンスされています。

当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切の責任を負いません。

当ファンドにおけるクオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の株価変動に影響を与えるファクターの分解・解析した上で数値化し、計量分析によってポートフォリオ（ファンドの組入銘柄群）を構築する手法です。運用にあたっては、その結果に忠実に従って運用します。

「S&P500[®]」はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスが明治安田アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P[®]、S&P 500[®]、US 500、The 500、iBoxx[®]、iTraxx[®]およびCDX[®]は、S&P Global, Inc. またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones[®]は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、明治安田アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。指数に直接投資することはできません。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサーとなっておらず、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、証券全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する「S&P500[®]」の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。「S&P500[®]」に関する、S&P Dow Jones Indicesと明治安田アセットマネジメント株式会社との間における唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの一定の商標、サービスマーク、および/または商号をライセンス供与していることです。「S&P500[®]」は、明治安田アセットマネジメント株式会社または当ファンドを考慮することなく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、「S&P500[®]」の決定、構成または計算に際して、明治安田アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。「S&P500[®]」に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indicesは、（改正米国1940年投資会社法に定義する）投資顧問、商品取引顧問、コモディティ・プール・オペレーター、ブローカー・ディーラー、受託者、プロモーターでも、合衆国法典第15巻第77条k項(a)に列記する「専門家」でも、税務顧問でもありません。S&P Dow Jones Indicesが、証券、商品、暗号通貨又はその他の資産を指数に採用した場合にも、それは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券、商品、暗号通貨またはその他の資産を購入、売却または保有するよう推奨したことにはならず、また投資助言もしくは商品取引の助言とはみなされません。

S&P DOW JONES INDICESは、「S&P500[®]」またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは「S&P500[®]」を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、明治安田アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、ライセンサーの商品の有価証券届出書、目論見書またはその他の募集資料を審査しておらず、いかなる部分も作成および/または証明しておらず、またS&P DOW JONES INDICESはそれらを管理していません。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと明治安田アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

・運用方法

投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

1. 欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2025年10月1日付けで、ベンチマークをMSCIヨーロッパ指数からMSCIヨーロッパ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に変更いたしました。
2. MSCIヨーロッパ・インデックス採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. （削除）
5. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
10. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

MSCIヨーロッパ・インデックスとは、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

<明治安田日本債券マザーファンド>

・基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

・運用方法

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

1. わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
2. FTSE日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。
5. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
10. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

FTSE日本国債インデックスは、日本の代表的な国債の総合投資利回りを市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者）が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては、格付が高いほど有利な条件で発行できるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。以下同じ。

< 明治安田外国債券マザーファンド >

・基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

・運用方法

投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

1. 日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
2. FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. （削除）
5. ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。
6. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。
7. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
10. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
11. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

FTSE世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として1. から5. までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された、マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の6. から27. までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド

2. 明治安田欧州株式マザーファンド

3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

4. 明治安田日本債券マザーファンド

5. 明治安田外国債券マザーファンド

6. 株券または新株引受権証券

7. 国債証券

8. 地方債証券

9. 特別の法律により法人の発行する債券

10. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

15. コマーシャル・ペーパー

16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、6. から16. の証券または証書の性質を有するもの

18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

19. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
20. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
21. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
22. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
25. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で前26.の有価証券の性質を有するもの

なお、6.の証券または証書、17.ならびに22.の証券または証書のうち6.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、7.から11.までの証券ならびに17.および22.の証券または証書のうち7.から11.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18.および19.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

各マザーファンドの運用につきましては、前記「１ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格 <マザーファンドの運用手法>」ならびに「２ 投資方針 マザーファンドの投資方針」をご覧ください。

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、明治安田アセットマネジメント株式会社において日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、当初の基準ポートフォリオに戻します。

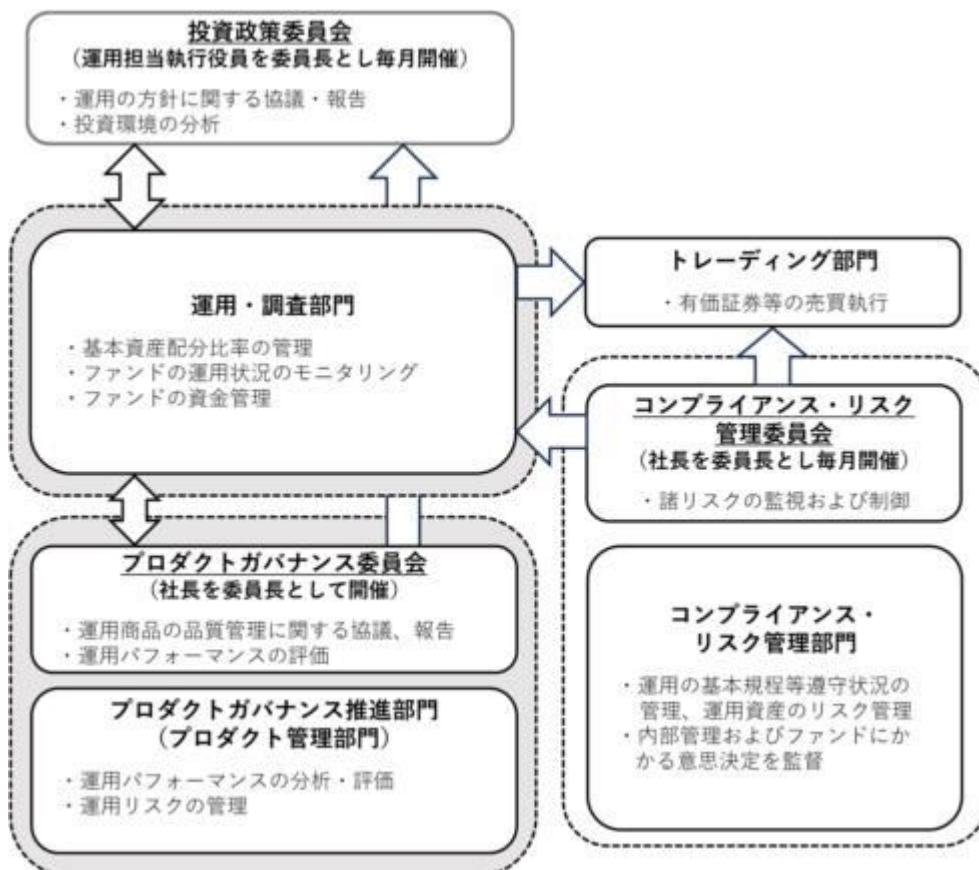
当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用の基本規程等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。

プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



プロダクトガバナンス推進部門（プロダクト管理部門）の人数は5～10名程度です。

コンプライアンス・リスク管理部門の人数は5～10名程度です。

- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ(<https://www.myam.co.jp/>)の会社案内から、運用体制に関する情報・運用担当者等に係る事項をご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

年1回(毎年5月20日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

<明治安田ライフプランファンド20>

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

<明治安田ライフプランファンド50>

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

<明治安田ライフプランファンド70>

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

<各ファンド共通>

投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

同一銘柄の株式等への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出により取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前e.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 前1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 前1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドの主なリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

値動きの主な要因

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

プロダクトガバナンス委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

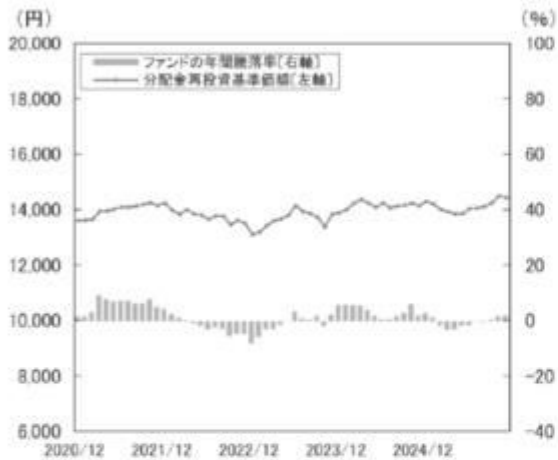
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は、2025年11月28日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

◆明治安田ライフプランファンド 20



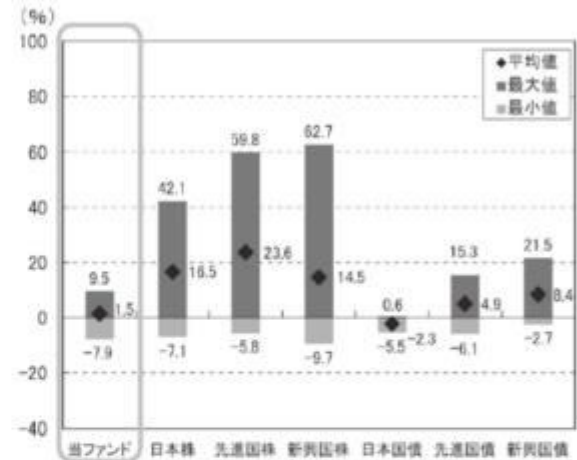
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

（以下、各ファンドにおいて同じ。）

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2020年12月～2025年11月



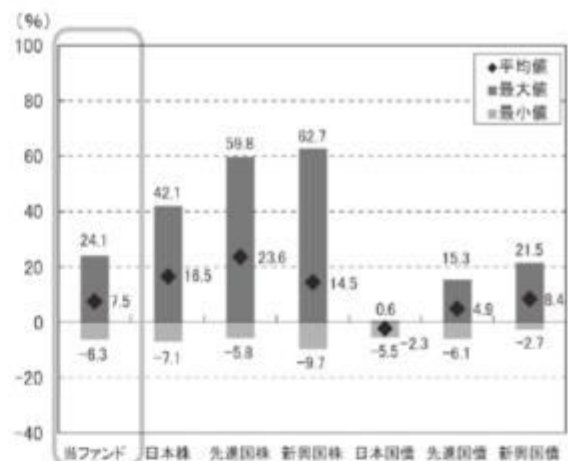
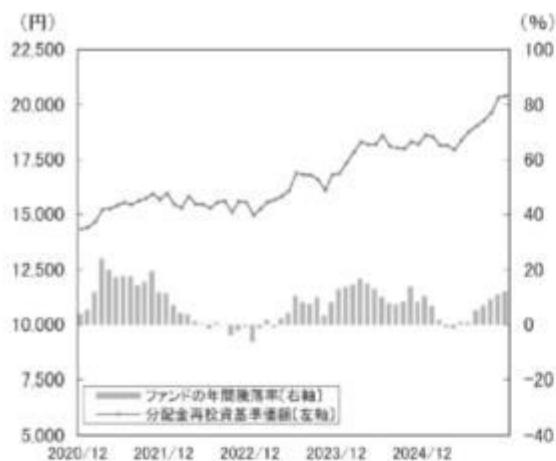
※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

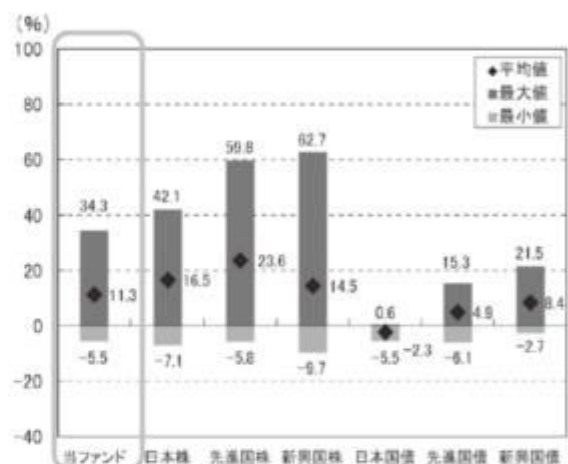
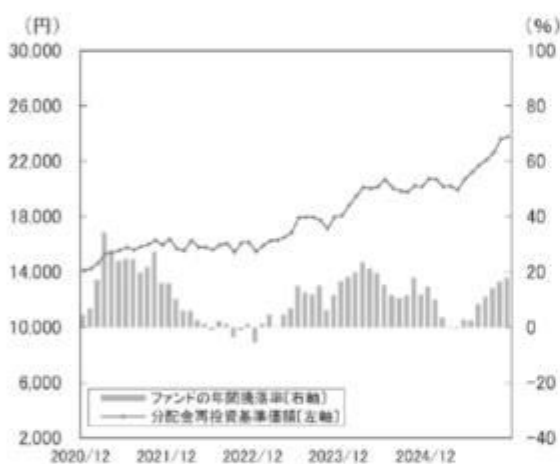
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

（以下、各ファンドにおいて同じ。）

◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



〈各資産クラスの指数について〉

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社 JPX 総研又は 株式会社 JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

< 代表的な資産クラスの指数について >

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間では、スイッチングが可能です。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。

詳しくは販売会社までお問合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありせん。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

ファンドの純資産総額に対し、下記の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

<内訳>

配分	料率（年率）		
	明治安田ライフプラン ファンド20	明治安田ライフプラン ファンド50	明治安田ライフプラン ファンド70
委託会社	0.4807%（税抜0.437%）	0.55%（税抜0.5%）	0.5885%（税抜0.535%）
販売会社	0.407%（税抜0.37%）	0.583%（税抜0.53%）	0.66%（税抜0.6%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）	0.077%（税抜0.07%）	0.088%（税抜0.08%）
合計	0.9427%（税抜0.857%）	1.21%（税抜1.1%）	1.3365%（税抜1.215%）

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦收受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に、明治安田ライフプランファンド20は年0.0044%（税抜0.004%）、明治安田ライフプランファンド50は年0.0066%（税抜0.006%）、明治安田ライフプランファンド70は年0.011%（税抜0.01%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税のみ）

3. 確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、一部解約時および償還時における課税は、行われません。

個別元本について

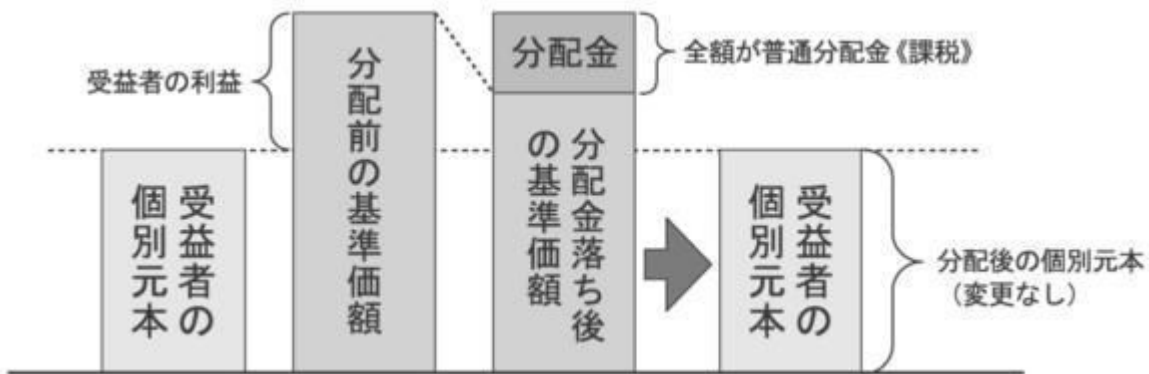
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

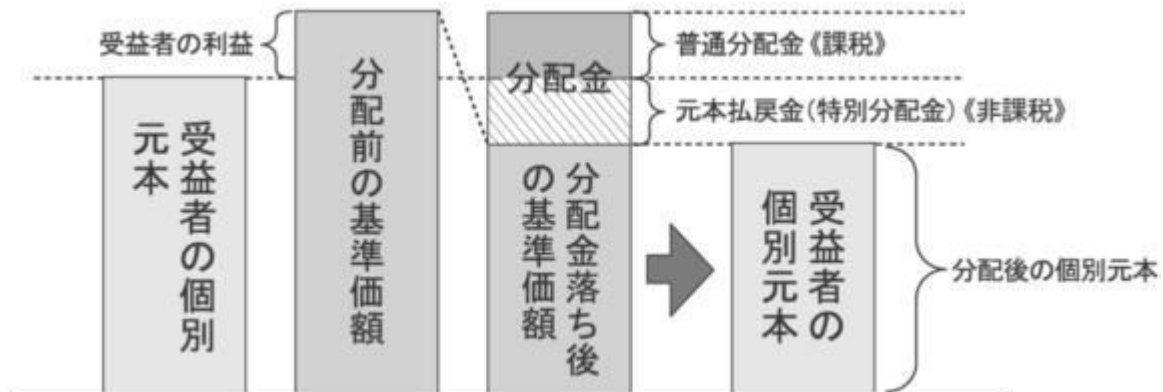
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本となります。

1. の場合



2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象外です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

2024年1月よりNISA制度が新しくなりました。2023年末までに一般NISAおよびつみたてNISAにおいて購入された商品は旧NISA制度における非課税措置が適用されます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は2025年11月28日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

（参考情報）ファンドの総経費率

2025年11月28日現在で開示している運用報告書の対象期間における各ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

ファンド名	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率 ②その他費用の比率	
		①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
明治安田ライフプランファンド 20	1.05%	0.95%	0.10%
明治安田ライフプランファンド 50	1.34%	1.21%	0.13%
明治安田ライフプランファンド 70	1.47%	1.34%	0.13%

※対象期間は2024年5月21日～2025年5月20日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下は2025年11月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

(1)【投資状況】

明治安田ライフプランファンド20

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,462,003,417	97.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		45,170,263	3.00
合計(純資産総額)		1,507,173,680	100.00

明治安田ライフプランファンド50

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,499,249,257	97.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		77,097,862	2.99
合計(純資産総額)		2,576,347,119	100.00

明治安田ライフプランファンド70

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,201,771,478	97.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		67,899,892	2.99
合計(純資産総額)		2,269,671,370	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

明治安田ライフプランファンド20

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券マザーファンド	687,132,272	1.3448	924,122,547	1.3308	914,435,627	60.67
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	76,359,235	2.4747	188,966,199	3.0872	235,736,230	15.64
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券マザーファンド	57,815,655	3.6024	208,275,116	4.0358	233,332,420	15.48
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式マザーファン ド	3,810,002	8.4218	32,087,075	10.3402	39,396,182	2.61
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	7,819,497	4.3139	33,732,529	5.0007	39,102,958	2.59

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

明治安田ライフプランファンド50

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	258,377,433	2.4744	639,329,121	3.0872	797,662,811	30.96
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券マザーファンド	589,322,289	1.3450	792,657,710	1.3308	784,270,102	30.44
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券マザーファンド	96,439,212	3.6061	347,769,443	4.0358	389,209,371	15.11
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式マザーファ ンド	25,701,546	8.4222	216,463,561	10.3402	265,759,125	10.32
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	52,462,225	4.3126	226,248,592	5.0007	262,347,848	10.18

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.01

合計	97.01
----	-------

明治安田ライフプランファンド70

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	296,009,398	2.4759	732,889,669	3.0872	913,840,213	40.26
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券マザーファンド	284,597,614	1.3452	382,844,982	1.3308	378,742,504	16.69
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式マザーファ ンド	33,108,415	8.4271	279,007,925	10.3402	342,347,632	15.08
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	68,076,050	4.3242	294,377,103	5.0007	340,427,903	15.00
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券マザーファンド	56,101,201	3.6139	202,744,971	4.0358	226,413,226	9.98

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.01
合計	97.01

【投資不動産物件】

明治安田ライフプランファンド20

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド50

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド70

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

明治安田ライフプランファンド20

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド50

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド70

該当事項はありません。

（ 3 ） 【運用実績】

【純資産の推移】

明治安田ライフプランファンド 2 0

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16期計算期間末 (2016年 5月20日)	1,551,763,666	1,559,010,289	12,848	12,908
第17期計算期間末 (2017年 5月22日)	1,604,330,251	1,616,701,522	12,968	13,068
第18期計算期間末 (2018年 5月21日)	1,667,112,133	1,683,405,810	13,301	13,431
第19期計算期間末 (2019年 5月20日)	1,716,101,990	1,722,701,574	13,002	13,052
第20期計算期間末 (2020年 5月20日)	1,678,565,480	1,687,611,441	12,989	13,059
第21期計算期間末 (2021年 5月20日)	1,825,279,668	1,843,762,136	13,826	13,966
第22期計算期間末 (2022年 5月20日)	1,842,918,721	1,846,981,896	13,607	13,637
第23期計算期間末 (2023年 5月22日)	1,842,855,678	1,848,249,906	13,665	13,705
第24期計算期間末 (2024年 5月20日)	1,511,508,442	1,525,668,445	13,877	14,007
第25期計算期間末 (2025年 5月20日)	1,422,916,706	1,434,659,934	13,329	13,439
2024年11月末日	1,466,541,609		13,824	
12月末日	1,469,749,627		13,989	
2025年 1月末日	1,456,295,509		13,887	
2月末日	1,436,888,523		13,698	
3月末日	1,434,592,329		13,617	
4月末日	1,429,035,687		13,535	
5月末日	1,451,211,995		13,440	
6月末日	1,470,181,897		13,623	
7月末日	1,478,096,197		13,634	
8月末日	1,487,581,275		13,690	
9月末日	1,497,703,978		13,813	
10月末日	1,515,967,632		14,074	
11月末日	1,507,173,680		14,007	

明治安田ライフプランファンド 5 0

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16期計算期間末 (2016年 5月20日)	1,587,944,695	1,595,637,033	12,386	12,446
第17期計算期間末 (2017年 5月22日)	1,673,845,057	1,695,564,710	13,101	13,271

第18期計算期間末	(2018年 5月21日)	1,852,187,300	1,876,240,202	13,861	14,041
第19期計算期間末	(2019年 5月20日)	1,810,507,848	1,818,862,886	13,002	13,062
第20期計算期間末	(2020年 5月20日)	1,817,409,866	1,828,728,857	12,845	12,925
第21期計算期間末	(2021年 5月20日)	2,089,151,935	2,117,003,217	15,002	15,202
第22期計算期間末	(2022年 5月20日)	2,140,057,913	2,147,212,998	14,955	15,005
第23期計算期間末	(2023年 5月22日)	2,264,542,057	2,293,367,781	15,712	15,912
第24期計算期間末	(2024年 5月20日)	2,223,309,555	2,255,037,693	17,518	17,768
第25期計算期間末	(2025年 5月20日)	2,253,407,398	2,268,991,354	17,352	17,472
	2024年11月末日	2,270,927,628		17,432	
	12月末日	2,317,176,445		17,830	
	2025年 1月末日	2,309,382,595		17,753	
	2月末日	2,254,831,631		17,377	
	3月末日	2,250,089,341		17,370	
	4月末日	2,221,664,231		17,177	
	5月末日	2,295,063,706		17,487	
	6月末日	2,344,168,220		17,838	
	7月末日	2,391,492,244		18,117	
	8月末日	2,427,322,259		18,342	
	9月末日	2,480,300,545		18,675	
	10月末日	2,570,753,848		19,334	
	11月末日	2,576,347,119		19,409	

明治安田ライフプランファンド70

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）		
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第16期計算期間末	(2016年 5月20日)	873,057,777	876,815,328	11,617	11,667
第17期計算期間末	(2017年 5月22日)	970,236,126	984,015,764	12,674	12,854
第18期計算期間末	(2018年 5月21日)	1,108,467,595	1,124,660,630	13,691	13,891
第19期計算期間末	(2019年 5月20日)	1,081,648,550	1,086,835,587	12,512	12,572
第20期計算期間末	(2020年 5月20日)	1,069,960,070	1,076,989,478	12,177	12,257
第21期計算期間末	(2021年 5月20日)	1,324,254,944	1,342,672,790	15,099	15,309
第22期計算期間末	(2022年 5月20日)	1,411,125,378	1,415,774,665	15,176	15,226
第23期計算期間末	(2023年 5月22日)	1,539,297,432	1,562,695,317	16,447	16,697
第24期計算期間末	(2024年 5月20日)	1,889,692,606	1,919,051,425	19,310	19,610
第25期計算期間末	(2025年 5月20日)	1,900,292,691	1,911,992,023	19,491	19,611
	2024年11月末日	1,859,305,365		19,220	

12月末日	1,918,900,145		19,769
2025年 1月末日	1,909,859,140		19,739
2月末日	1,868,678,397		19,237
3月末日	1,886,673,322		19,278
4月末日	1,853,918,352		19,011
5月末日	1,941,696,455		19,646
6月末日	1,991,392,610		20,108
7月末日	2,065,284,258		20,581
8月末日	2,102,799,357		20,945
9月末日	2,150,846,940		21,431
10月末日	2,262,869,297		22,372
11月末日	2,269,671,370		22,538

【分配の推移】

明治安田ライフプランファンド 2 0

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	60
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	100
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	130
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	50
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	70
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	140
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	30
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	40
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	130
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	110

明治安田ライフプランファンド 5 0

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	60
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	170
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	180
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	60
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	80

第21期計算期間	2020年 5月21日 ~ 2021年 5月20日	200
第22期計算期間	2021年 5月21日 ~ 2022年 5月20日	50
第23期計算期間	2022年 5月21日 ~ 2023年 5月22日	200
第24期計算期間	2023年 5月23日 ~ 2024年 5月20日	250
第25期計算期間	2024年 5月21日 ~ 2025年 5月20日	120

明治安田ライフプランファンド70

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	50
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	180
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	60
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	80
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	210
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	50
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	250
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	300
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	120

【収益率の推移】

明治安田ライフプランファンド20

期	計算期間	収益率（％）
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	0.71
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	1.71
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	3.57
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	1.87
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	0.44
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	7.52
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	1.37
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	0.72
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	2.50
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	3.16
第26期中間計算期間	2025年 5月21日～2025年11月20日	4.34

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

明治安田ライフプランファンド50

期	計算期間	収益率（％）
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	6.04
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	7.15
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	7.18
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	5.76
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	0.59
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	18.35
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	0.02
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	6.40
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	13.09
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	0.26
第26期中間計算期間	2025年 5月21日～2025年11月20日	10.38

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

明治安田ライフプランファンド70

期	計算期間	収益率（％）
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	9.91
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	10.65
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	9.60
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	8.17
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	2.04
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	25.72
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	0.84
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	10.02
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	19.23
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	1.56
第26期中間計算期間	2025年 5月21日～2025年11月20日	13.68

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

明治安田ライフプランファンド20

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	185,524,396	132,243,463
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	168,164,097	138,807,496
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200,526,817	184,294,138
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	213,096,140	146,539,057
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	275,362,124	302,998,876
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	204,106,099	176,209,945
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	141,672,822	107,457,183
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	123,599,606	129,434,412
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	125,524,067	384,850,171
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	135,135,592	156,800,418
第26期中間計算期間	2025年 5月21日～2025年11月20日	54,841,139	47,270,679

明治安田ライフプランファンド50

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	147,501,360	98,035,590
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	131,528,610	135,958,384
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	211,608,074	152,962,400
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	188,413,904	132,179,818
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	150,603,421	128,235,904
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	177,311,564	199,621,401
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	160,355,240	121,902,308
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	137,514,135	127,244,951
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	176,594,334	348,755,035
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	165,178,978	135,641,490
第26期中間計算期間	2025年 5月21日～2025年11月20日	75,256,382	50,394,908

明治安田ライフプランファンド70

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	145,158,448	144,340,770
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	117,765,866	103,740,639
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	133,429,299	89,312,997
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	144,869,495	90,014,998
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	135,439,858	121,270,055

第21期計算期間	2020年 5月21日 ~ 2021年 5月20日	147,519,578	149,155,359
第22期計算期間	2021年 5月21日 ~ 2022年 5月20日	159,494,605	106,677,300
第23期計算期間	2022年 5月21日 ~ 2023年 5月22日	129,369,470	123,311,645
第24期計算期間	2023年 5月23日 ~ 2024年 5月20日	189,317,774	146,605,876
第25期計算期間	2024年 5月21日 ~ 2025年 5月20日	138,436,140	142,119,085
第26期中間計算期間	2025年 5月21日 ~ 2025年11月20日	86,194,189	57,214,247

(参考)

(1) 投資状況

明治安田日本株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	5,326,073,670	98.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		95,142,016	1.75
合計(純資産総額)		5,421,215,686	100.00

明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	6,221,512,931	96.40
投資証券	アメリカ	127,818,553	1.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		104,486,365	1.62
合計(純資産総額)		6,453,817,849	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	74,862,874	1.15

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	イギリス	559,615,833	20.00
	ドイツ	400,241,040	14.30
	フランス	394,785,424	14.11
	スイス	387,528,602	13.85
	オランダ	176,956,129	6.32
	スペイン	173,282,179	6.19
	スウェーデン	146,550,466	5.24
	イタリア	130,492,009	4.66
	デンマーク	81,530,890	2.91

	フィンランド	58,783,052	2.10
	ノルウェー	46,225,449	1.65
	アイルランド	43,338,232	1.55
	ベルギー	33,916,524	1.21
	オーストリア	18,780,391	0.67
	小計	2,652,026,220	94.77
投資証券	フランス	27,092,588	0.97
	イギリス	16,893,538	0.60
	小計	43,986,126	1.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		102,501,476	3.66
合計(純資産総額)		2,798,513,822	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	ドイツ	92,539,728	3.30

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

明治安田日本債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	14,713,877,740	41.52
特殊債券	日本	911,457,177	2.57
	国際機関	798,294,000	2.25
	小計	1,709,751,177	4.82
社債券	日本	16,335,757,300	46.09
	フランス	1,989,620,100	5.61
	アメリカ	99,328,700	0.28
	小計	18,424,706,100	51.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		592,324,793	1.67
合計(純資産総額)		35,440,659,810	100.00

明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	527,408,421	38.93
	中国	157,749,061	11.64

	ドイツ	99,039,318	7.31
	イタリア	89,810,516	6.63
	スペイン	81,527,269	6.02
	イギリス	77,132,243	5.69
	フランス	56,525,179	4.17
	オランダ	40,404,729	2.98
	カナダ	18,391,481	1.36
	メキシコ	17,923,911	1.32
	オーストラリア	16,108,076	1.19
	ポーランド	8,095,749	0.60
	マレーシア	7,910,039	0.58
	ベルギー	6,829,204	0.50
	イスラエル	5,599,931	0.41
	シンガポール	5,069,924	0.37
	アイルランド	3,619,651	0.27
	スウェーデン	2,683,007	0.20
	ニュージーランド	2,661,904	0.20
	ノルウェー	1,928,024	0.14
	小計	1,226,417,637	90.53
社債券	スペイン	31,457,745	2.32
	フィンランド	31,228,889	2.31
	オランダ	18,659,400	1.38
	アメリカ	15,496,972	1.14
	オーストラリア	12,495,315	0.92
	小計	109,338,321	8.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		19,015,244	1.40
合計(純資産総額)		1,354,771,202	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		107,497,679	7.93
	売建		107,772,087	7.95

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

明治安田日本株式マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	93,000	2,050.07	190,656,528	2,423.50	225,385,500	4.16
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	39,000	4,230.13	164,975,070	4,968.00	193,752,000	3.57
3	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	60,600	2,772.60	168,019,560	3,133.00	189,859,800	3.50
4	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	35,200	2,968.13	104,478,414	4,575.00	161,040,000	2.97
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	32,200	3,855.28	124,140,115	4,698.00	151,275,600	2.79
6	日本	株式	三菱商事	卸売業	33,300	3,534.90	117,712,367	3,702.00	123,276,600	2.27
7	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	12,600	8,275.42	104,270,292	9,360.00	117,936,000	2.18
8	日本	株式	N T T	情報・通信業	657,800	154.03	101,320,934	155.80	102,485,240	1.89
9	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	24,700	3,402.91	84,051,877	4,046.00	99,936,200	1.84
10	日本	株式	任天堂	その他製品	7,300	11,593.86	84,635,211	13,280.00	96,944,000	1.79
11	日本	株式	三菱重工業	機械	23,000	3,397.66	78,146,180	3,947.00	90,781,000	1.67
12	日本	株式	中部電力	電気・ガス業	34,800	1,992.82	69,350,313	2,440.00	84,912,000	1.57
13	日本	株式	三菱電機	電気機器	20,100	3,754.03	75,456,003	4,223.00	84,882,300	1.57
14	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	4,100	12,893.19	52,862,098	20,575.00	84,357,500	1.56
15	日本	株式	スズキ	輸送用機器	33,500	2,227.40	74,618,055	2,441.00	81,773,500	1.51
16	日本	株式	住友商事	卸売業	15,900	4,493.26	71,442,895	4,898.00	77,878,200	1.44
17	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4,500	16,586.51	74,639,295	16,825.00	75,712,500	1.40
18	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	13,600	4,326.09	58,834,824	5,484.00	74,582,400	1.38
19	日本	株式	ファナック	電気機器	13,300	4,844.38	64,430,254	5,026.00	66,845,800	1.23
20	日本	株式	T I S	情報・通信業	12,700	4,856.67	61,679,802	5,161.00	65,544,700	1.21
21	日本	株式	東京応化工業	化学	10,900	5,097.68	55,564,712	5,993.00	65,323,700	1.20
22	日本	株式	オリックス	その他金融業	15,100	4,036.65	60,953,564	4,243.00	64,069,300	1.18
23	日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	21,400	2,507.76	53,666,064	2,987.00	63,921,800	1.18
24	日本	株式	横河電機	電気機器	12,700	4,738.84	60,183,353	4,992.00	63,398,400	1.17

25	日本	株式	HOYA	精密機器	2,700	24,162.03	65,237,486	23,450.00	63,315,000	1.17
26	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	53,300	1,054.40	56,199,574	1,177.50	62,760,750	1.16
27	日本	株式	三菱マテリアル	非鉄金属	20,000	2,920.83	58,416,600	3,131.00	62,620,000	1.16
28	日本	株式	イオン	小売業	22,000	2,368.32	52,103,085	2,827.50	62,205,000	1.15
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	10,400	4,751.20	49,412,480	5,867.00	61,016,800	1.13
30	日本	株式	三井不動産	不動産業	32,200	1,535.46	49,442,059	1,833.50	59,038,700	1.09

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.73
		鉱業	0.71
		建設業	4.18
		食料品	2.52
		化学	3.69
		医薬品	2.52
		ゴム製品	0.96
		ガラス・土石製品	0.87
		非鉄金属	2.82
		機械	5.42
		電気機器	18.41
		輸送用機器	6.41
		精密機器	1.17
		その他製品	1.96
		電気・ガス業	2.94
		陸運業	2.36
		海運業	0.46
		情報・通信業	7.82
		卸売業	7.37
		小売業	4.56
銀行業	9.74		
証券、商品先物取引業	1.16		
保険業	1.32		
その他金融業	2.27		
不動産業	3.25		
サービス業	2.65		

合計	98.25
----	-------

明治安田アメリカ株式マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	17,880	15,930.83	284,843,371	28,234.12	504,826,134	7.82
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	10,726	30,851.41	330,912,236	43,472.65	466,287,714	7.22
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	5,192	58,640.70	304,462,544	76,043.86	394,819,747	6.12
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	7,461	27,862.91	207,885,177	35,893.33	267,800,141	4.15
5	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	3,010	27,073.49	81,491,221	62,271.38	187,436,881	2.90
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娯楽	3,700	23,694.98	87,671,449	50,113.76	185,420,943	2.87
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娯楽	3,305	24,027.04	79,409,373	50,165.45	165,796,833	2.57
8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	メディ ア・娯楽	1,652	79,400.44	131,169,536	99,242.33	163,948,336	2.54
9	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部 品	1,818	37,805.78	68,730,914	66,815.22	121,470,080	1.88
10	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	1,587	52,366.10	83,105,013	52,281.52	82,970,784	1.29
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サー ビス	987	81,165.66	80,110,513	80,073.95	79,032,994	1.22
12	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	2,420	24,866.57	60,177,121	32,510.12	78,674,497	1.22

13	アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	428	131,393.77	56,236,535	172,972.77	74,032,347	1.15
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディ ア・娯楽	4,280	15,309.48	65,524,600	16,624.70	71,153,751	1.10
15	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,402	36,385.14	51,011,979	48,185.65	67,556,286	1.05
16	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	1,880	27,200.57	51,137,079	35,658.38	67,037,765	1.04
17	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サー ビス	780	86,359.58	67,360,478	85,352.38	66,574,861	1.03
18	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフト ウェア・ サービス	2,420	15,044.31	36,407,233	25,964.55	62,834,223	0.97
19	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需 品流通・ 小売り	413	152,566.21	63,009,846	142,260.76	58,753,695	0.91
20	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用 品・パー ソナル用 品	2,400	25,522.70	61,254,499	23,220.39	55,728,954	0.86
21	アメリカ	株式	RTX CORP	資本財	1,870	24,593.12	45,989,146	27,126.74	50,727,022	0.79
22	アメリカ	株式	GE AEROSPACE	資本財	1,070	31,170.20	33,352,116	46,459.59	49,711,762	0.77
23	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	2,880	14,640.20	42,163,794	17,088.33	49,214,399	0.76
24	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・ 半導体製 造装置	1,340	20,640.70	27,658,540	36,065.62	48,327,936	0.75
25	アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	金融サー ビス	2,970	12,711.20	37,752,288	14,378.63	42,704,543	0.66
26	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者 サービス	52	755,811.76	39,302,212	769,343.05	40,005,839	0.62
27	アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	1,340	30,804.13	41,277,543	29,758.13	39,875,899	0.62
28	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネル ギー	2,204	16,704.58	36,816,915	17,976.42	39,620,041	0.61
29	アメリカ	株式	AMPHENOL CORP-CL A	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	1,810	18,810.10	34,046,292	21,727.71	39,327,162	0.61

30	アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	3,344	11,379.16	38,051,943	11,415.19	38,172,410	0.59
----	------	----	------------------	-----------	-------	-----------	------------	-----------	------------	------

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	2.44
		素材	2.01
		資本財	6.01
		商業・専門サービス	0.95
		運輸	0.88
		自動車・自動車部品	1.88
		耐久消費財・アパレル	0.21
		消費者サービス	1.40
		メディア・娯楽	9.90
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.99
		生活必需品流通・小売り	1.73
		食品・飲料・タバコ	2.40
		家庭用品・パーソナル用品	1.22
		ヘルスケア機器・サービス	3.27
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.30
		銀行	3.77
		金融サービス	7.43
		保険	1.31
		ソフトウェア・サービス	11.14
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9.30
電気通信サービス	0.52		
公益事業	2.34		
半導体・半導体製造装置	13.99		
投資証券			1.98
合計			98.38

明治安田欧州株式マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半 導体製造装 置	545	132,967.51	72,467,298	162,931.51	88,797,678	3.17
2	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	2,148	22,638.36	48,627,203	29,051.07	62,401,719	2.23
3	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	962	52,129.67	50,148,745	60,174.31	57,887,691	2.07
4	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	2,722	17,523.11	47,697,929	20,357.71	55,413,692	1.98
5	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	24,425	1,712.54	41,828,931	2,208.06	53,931,975	1.93
6	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェ ア・サービ ス	1,405	46,509.57	65,345,954	37,591.20	52,815,636	1.89
7	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲 料・タバコ	3,332	14,517.32	48,371,714	15,548.43	51,807,389	1.85
8	イギリス	株式	SHELL PLC	エネルギー	8,216	5,620.71	46,179,805	5,707.79	46,895,243	1.68
9	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	1,016	36,966.49	37,557,960	41,323.07	41,984,249	1.50
10	フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費 財・アパレ ル	324	123,204.70	39,918,324	113,935.83	36,915,212	1.32
11	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	519	57,167.68	29,670,026	67,518.88	35,042,299	1.25
12	デンマー ク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	4,360	13,689.44	59,685,989	7,557.97	32,952,788	1.18
13	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	19,568	1,173.13	22,955,925	1,678.16	32,838,343	1.17
14	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・ パーソナル 用品	3,196	9,524.74	30,441,070	9,371.31	29,950,726	1.07
15	スペイン	株式	IBERDROLA SA	公益事業	8,964	2,593.24	23,245,875	3,307.84	29,651,514	1.06
16	フランス	株式	AIRBUS SE	資本財	743	32,126.85	23,870,255	37,073.64	27,545,715	0.98

17	フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	662	46,202.67	30,586,168	41,441.11	27,434,021	0.98
18	フランス	株式	SAFRAN SA	資本財	512	43,024.67	22,028,632	52,482.40	26,870,989	0.96
19	イギリス	株式	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	資本財	11,678	1,735.35	20,265,442	2,194.58	25,628,399	0.92
20	フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	2,470	10,378.39	25,634,641	10,251.31	25,320,760	0.90
21	スイス	株式	UBS GROUP AG-REG	金融サービス	4,070	5,898.75	24,007,937	6,013.54	24,475,110	0.87
22	デンマーク	株式	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	資本財	6,414	3,042.34	19,513,569	3,778.98	24,238,439	0.87
23	フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	1,749	11,553.50	20,207,078	13,327.62	23,310,014	0.83
24	アイルランド	株式	RYANAIR HOLDINGS PLC	運輸	4,272	4,327.10	18,485,380	5,179.23	22,125,679	0.79
25	イギリス	株式	NATWEST GROUP PLC	銀行	16,707	867.82	14,498,730	1,311.15	21,905,464	0.78
26	イギリス	株式	FRESNILLO PLC	素材	4,057	4,828.64	19,589,830	5,357.40	21,735,001	0.78
27	オランダ	株式	ING GROEP NV-CVA	銀行	5,299	2,953.66	15,651,458	4,083.27	21,637,279	0.77
28	デンマーク	株式	DANSKE BANK A/S	銀行	2,965	5,196.50	15,407,640	7,217.63	21,400,300	0.76
29	ドイツ	株式	SIEMENS ENERGY AG	資本財	1,026	10,236.30	10,502,447	20,775.03	21,315,191	0.76
30	イギリス	株式	GSK PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,698	2,823.55	16,088,588	3,736.08	21,288,221	0.76

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	-------------

株式	外国	エネルギー	3.19
		素材	5.23
		資本財	14.16
		商業・専門サービス	2.70
		運輸	1.44
		自動車・自動車部品	1.29
		耐久消費財・アパレル	1.91
		消費者サービス	2.98
		メディア・娯楽	2.03
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.28
		生活必需品流通・小売り	1.43
		食品・飲料・タバコ	4.49
		家庭用品・パーソナル用品	2.39
		ヘルスケア機器・サービス	1.19
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.35
		銀行	15.03
		金融サービス	2.49
		保険	4.83
		ソフトウェア・サービス	2.56
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.62
電気通信サービス	2.34		
公益事業	5.07		
半導体・半導体製造装置	3.75		
投資証券		1.57	
合計		96.34	

明治安田日本債券マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第170回利付 国債20年	1,722,000,000	77.25	1,330,258,700	76.83	1,323,047,040	0.3	2039/9/20	3.73
2	日本	国債証券	第380回利付 国債10年	1,321,000,000	99.61	1,315,932,370	99.16	1,309,982,860	1.7	2035/9/20	3.70
3	フランス	社債券	第27回ルノー 円貨社債	1,100,000,000	100.00	1,100,000,000	99.79	1,097,734,000	2.17	2028/11/14	3.10
4	日本	社債券	楽天グループ ユーロ円債2 9/04/24	1,000,000,000	109.10	1,091,082,100	109.58	1,095,894,000	6	2029/4/24	3.09
5	日本	国債証券	第185回利付 国債20年	1,333,000,000	88.60	1,181,038,000	78.69	1,049,044,340	1.1	2043/6/20	2.96
6	日本	国債証券	第193回利付 国債20年	1,050,000,000	98.25	1,031,709,110	95.66	1,004,482,500	2.5	2045/6/20	2.83
7	日本	社債券	第7回ソフトバ ンクグループ無 担保社債(劣後 特約付)	900,000,000	100.47	904,247,000	101.23	911,139,300	4.556	2060/9/3	2.57
8	日本	社債券	第2回武田薬品 工業無担保社債 (劣後特約付)	900,000,000	99.59	896,310,000	98.94	890,468,100	1.934	2084/6/25	2.51
9	日本	社債券	第1回住友化学 無担保社債(劣 後特約付)	800,000,000	92.73	741,918,400	95.45	763,622,400	1.3	2079/12/13	2.15
10	日本	社債券	第3回パナソ ニック無担保社 債(劣後特約 付)	800,000,000	92.73	741,863,200	91.16	729,346,400	1	2081/10/14	2.06
11	フランス	社債券	第9回ビー・ ビー・シー・ イー・エス・ エー円貨社債 (劣後特約付)	700,000,000	98.24	687,745,800	98.88	692,176,100	1.1	2031/12/16	1.95
12	日本	国債証券	第177回利付 国債20年	863,000,000	77.50	668,862,900	73.60	635,168,000	0.4	2041/6/20	1.79
13	日本	社債券	第24回みずほ フィナンシャル グループ無担保 永久社債(劣後 特約付)	600,000,000	100.00	600,000,000	99.20	595,203,000	2.846	9999/99/99	1.68
14	日本	社債券	第6回日本製鉄 無担保社債(劣 後特約付)	600,000,000	98.69	592,186,800	94.24	565,464,600	2.328	2064/6/13	1.60

15	日本	特殊債券	第219回貸付 債権担保住宅金 融支援機構債券	592,956,000	100.00	592,956,000	94.70	561,553,050	2.02	2060/8/10	1.58
16	日本	国債証券	第171回利付 国債20年	735,000,000	80.68	592,998,000	76.17	559,856,850	0.3	2039/12/20	1.58
17	日本	国債証券	第176回利付 国債20年	728,000,000	83.05	604,604,000	75.48	549,538,080	0.5	2041/3/20	1.55
18	国際機関	特殊債券	第1回アフリカ 輸出入銀行円貨 債券	500,000,000	99.80	499,000,000	99.80	499,035,000	2.37	2026/11/20	1.41
19	日本	国債証券	第194回利付 国債20年	504,000,000	98.47	496,330,720	98.41	495,996,480	2.7	2045/9/20	1.40
20	日本	国債証券	第183回利付 国債20年	500,000,000	93.81	469,095,000	83.79	418,965,000	1.4	2042/12/20	1.18
21	日本	社債券	第3回ENEOS ホールディング ス無担保社債 (劣後特約付)	500,000,000	85.35	426,750,000	82.66	413,326,500	1.31	2081/6/15	1.17
22	日本	社債券	第4回ソフトバ ンクグループ無 担保社債(劣後 特約付)	400,000,000	100.46	401,851,000	100.13	400,546,000	3	2056/2/4	1.13
23	日本	社債券	第22回三井住 友フィナンシャ ルグループ無担 保永久社債(劣 後特約付)	400,000,000	100.00	400,000,000	99.95	399,837,600	2.254	9999/99/99	1.13
24	日本	社債券	第15回みずほ フィナンシャル グループ無担保 永久社債(劣後 特約付)	400,000,000	98.85	395,410,800	99.28	397,120,800	1.785	9999/99/99	1.12
25	日本	国債証券	第75回利付国 債30年	591,000,000	81.40	481,074,000	65.06	384,545,970	1.3	2052/6/20	1.09
26	日本	社債券	第2回かんぽ生 命無担保社債 (劣後特約付)	400,000,000	94.67	378,713,200	94.09	376,393,600	1.05	2051/1/28	1.06
27	日本	国債証券	第18回利付国 債40年	408,000,000	95.51	389,720,160	90.60	369,684,720	3.1	2065/3/20	1.04
28	日本	社債券	第18回光通信 無担保社債	400,000,000	93.16	372,640,000	91.43	365,740,000	1.79	2033/3/23	1.03
29	日本	国債証券	第181回利付 国債20年	465,000,000	83.83	389,815,000	77.98	362,616,300	0.9	2042/6/20	1.02
30	日本	国債証券	第178回利付 国債20年	484,000,000	82.17	397,736,680	74.27	359,481,320	0.5	2041/9/20	1.01

□. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	41.52
特殊債券	4.82
社債券	51.99
合計	98.33

明治安田外国債券マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.625%	610,000	16,124.12	98,357,171	16,437.58	100,269,262	4.625	2031/4/30	7.40
2	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.52%	3,780,000	2,342.25	88,537,407	2,336.12	88,305,408	2.52	2033/8/25	6.52
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.125%	470,000	15,926.35	74,853,884	16,030.10	75,341,476	4.125	2032/5/31	5.56
4	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.55%	3,040,000	2,285.41	69,476,541	2,284.33	69,443,653	2.55	2028/10/15	5.13
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	372,000	15,388.89	57,246,699	15,790.87	58,742,050	3.75	2030/5/31	4.34
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4%	240,000	15,755.32	37,812,787	15,924.25	38,218,207	4	2029/7/31	2.82
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.625%	230,000	16,387.41	37,691,051	16,486.53	37,919,020	4.625	2035/2/15	2.80
8	イタリア	国債証券	BTPS 0.95%	215,000	15,322.14	32,942,603	16,082.49	34,577,366	0.95	2032/6/1	2.55
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3%	280,000	11,887.81	33,285,894	12,018.90	33,652,933	3	2048/2/15	2.48
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	313,000	10,163.72	31,812,446	10,237.23	32,042,557	2.375	2051/5/15	2.37
11	スペイン	社債券	BANCO SANTANDER 4.379%	200,000	15,447.38	30,894,779	15,728.87	31,457,745	4.379	2028/4/12	2.32
12	フィンラ ンド	社債券	NORDEA BANK AB 4.625%	200,000	15,482.40	30,964,811	15,614.44	31,228,889	4.625	2033/9/13	2.31
13	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.5%	170,000	17,935.80	30,490,875	17,953.88	30,521,602	2.5	2035/2/15	2.25
14	イタリア	国債証券	BTPS 3.85%	160,000	18,494.20	29,590,721	19,020.78	30,433,255	3.85	2034/7/1	2.25
15	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 2.5%	155,000	17,451.76	27,050,228	17,844.01	27,658,225	2.5	2034/7/15	2.04
16	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 3.55%	145,000	18,814.64	27,281,241	18,933.61	27,453,743	3.55	2033/10/31	2.03
17	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0%	176,000	14,900.28	26,224,493	15,063.71	26,512,147	0	2032/5/25	1.96
18	ドイツ	国債証券	BUNDESUBL-191 2.4%	140,000	18,374.28	25,724,003	18,283.12	25,596,375	2.4	2030/4/18	1.89
19	ドイツ	国債証券	BUNDESUBL-185 0%	140,000	17,569.76	24,597,665	17,676.94	24,747,721	0	2027/4/16	1.83
20	イギリス	国債証券	TREASURY 4.5%	118,000	20,649.05	24,365,888	20,923.74	24,690,017	4.5	2034/9/7	1.82
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.875%	150,000	16,084.33	24,126,502	16,266.88	24,400,323	4.875	2028/10/31	1.80

22	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0%	150,000	15,350.64	23,025,972	15,919.05	23,878,584	0	2030/11/25	1.76
23	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.2%	120,000	19,727.02	23,672,432	19,692.70	23,631,245	4.2	2037/1/31	1.74
24	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.75%	185,000	11,195.82	20,712,267	11,288.08	20,882,951	1.75	2049/1/22	1.54
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	119,000	15,218.17	18,109,623	15,727.85	18,716,146	3.875	2033/8/15	1.38
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%	150,000	12,260.53	18,390,809	12,460.65	18,690,976	2.875	2043/5/15	1.38
27	オランダ	社債券	ING GROEP NV 4.375%	100,000	18,548.62	18,548,624	18,659.40	18,659,400	4.375	2034/8/15	1.38
28	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY 3.591%	100,000	15,221.30	15,221,303	15,496.97	15,496,972	3.591	2028/7/22	1.14
29	イギリス	国債証券	TREASURY 4.25%	73,000	20,867.76	15,233,468	20,985.94	15,319,738	4.25	2027/12/7	1.13
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	135,000	10,861.31	14,662,770	11,207.60	15,130,273	1.875	2041/2/15	1.12

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	90.53
社債券	8.07
合計	98.60

投資不動産物件

明治安田日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田欧州株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

明治安田日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP500 MIC EM	買建	14	米ドル	470,709.93	73,727,296	477,960	74,862,874	1.15

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX50	買建	9	ユーロ	491,598.18	89,274,229	509,580	92,539,728	3.30

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
-------	----	---------	----	-------------	------------	-------------

為替予約取引	メキシコペソ	買建	782,000.00	6,667,062	6,631,125	0.48
	ユーロ	買建	37,000.00	6,700,922	6,710,545	0.49
	イギリスポンド	買建	66,000.00	13,607,090	13,647,056	1.00
	ノルウェークローネ	買建	1,301,000.00	20,055,045	19,998,451	1.47
	オーストラリアドル	買建	264,000.00	26,762,080	26,957,040	1.98
	ニュージーランドドル	買建	76,000.00	6,678,279	6,802,836	0.50
	人民元	買建	1,211,000.00	26,758,619	26,750,626	1.97
	米ドル	売建	171,000.00	26,850,967	26,713,397	1.97
	カナダドル	売建	60,000.00	6,655,937	6,686,574	0.49
	ユーロ	売建	37,000.00	6,687,035	6,710,545	0.49
	イギリスポンド	売建	131,000.00	26,865,786	27,087,341	1.99
	スウェーデンクローナ	売建	814,000.00	13,397,512	13,450,454	0.99
	ニュージーランドドル	売建	228,000.00	20,127,877	20,408,508	1.50
	人民元	売建	304,000.00	6,715,592	6,715,268	0.49

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

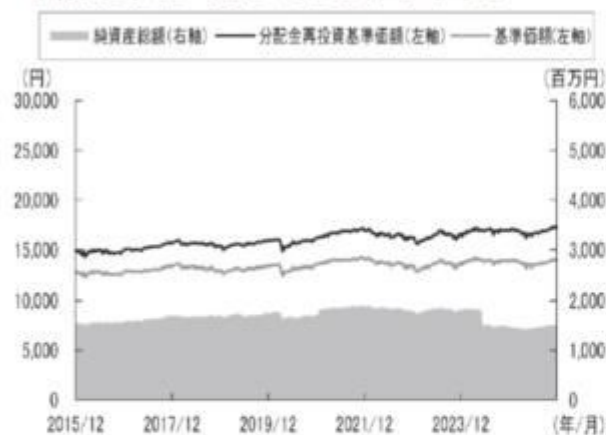
参考情報

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2025年11月28日現在

基準価額・純資産の推移

◆明治安田ライフプランファンド 20



◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

	プラン 20	プラン 50	プラン 70
基準価額	14,007 円	19,409 円	22,538 円
純資産総額	1,507 百万円	2,576 百万円	2,269 百万円

分配の推移

分配金の推移			
	プラン 20	プラン 50	プラン 70
2025 年 5 月	110 円	120 円	120 円
2024 年 5 月	130 円	250 円	300 円
2023 年 5 月	40 円	200 円	250 円
2022 年 5 月	30 円	50 円	50 円
2021 年 5 月	140 円	200 円	210 円
設定来累計	2,450 円	2,770 円	2,580 円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

資産の組入れ比率

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

◆明治安田ライフプランファンド 20

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	15.64
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.61
明治安田欧州株式マザーファンド	2.59
明治安田日本債券マザーファンド	60.67
明治安田外国債券マザーファンド	15.48
その他の資産（負債控除後）	3.00
合計（純資産総額）	100.00

◆明治安田ライフプランファンド 50

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	30.96
明治安田アメリカ株式マザーファンド	10.32
明治安田欧州株式マザーファンド	10.18
明治安田日本債券マザーファンド	30.44
明治安田外国債券マザーファンド	15.11
その他の資産（負債控除後）	2.99
合計（純資産総額）	100.00

◆明治安田ライフプランファンド 70

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	40.26
明治安田アメリカ株式マザーファンド	15.08
明治安田欧州株式マザーファンド	15.00
明治安田日本債券マザーファンド	16.69
明治安田外国債券マザーファンド	9.98
その他の資産（負債控除後）	2.99
合計（純資産総額）	100.00

組入資産上位 10 銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

【明治安田日本株式マザーファンド】

	銘柄名	業種	比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.16
2	日立製作所	電気機器	3.57
3	トヨタ自動車	輸送用機器	3.50
4	ソニーグループ	電気機器	2.97
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.79
6	三菱商事	卸売業	2.27
7	伊藤忠商事	卸売業	2.18
8	NTT	情報・通信業	1.89
9	東日本旅客鉄道	陸運業	1.84
10	任天堂	その他製品	1.79

【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	7.82
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.22
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	6.12
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	4.15
5	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.90
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	2.87
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	2.57
8	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	メディア・娯楽	2.54
9	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.88
10	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	金融サービス	1.29

【明治安田欧州株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	3.17
2	ASTRAZENECA PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.23
3	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.07
4	NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.98
5	HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	銀行	1.93
6	SAP SE	ドイツ	ソフトウェア・サービス	1.89
7	NESTLE SA-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	1.85
8	SHELL PLC	イギリス	エネルギー	1.68
9	SIEMENS AG-REG	ドイツ	資本財	1.50
10	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	フランス	耐久消費財・アパレル	1.32

【明治安田日本債券マザーファンド】

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	種類	比率 (%)
1	第170回利付国債20年	0.3	2039年9月20日	国債証券	3.73
2	第380回利付国債10年	1.7	2035年9月20日	国債証券	3.70
3	第27回ルノー円債社債	2.17	2028年11月14日	社債券	3.10
4	楽天グループユーロ円債29/04/24	6	2029年4月24日	社債券	3.09
5	第185回利付国債20年	1.1	2043年6月20日	国債証券	2.96
6	第193回利付国債20年	2.5	2045年6月20日	国債証券	2.83
7	第7回ソフトバンクグループ無担保社債(劣後特約付)*	4.556	2030年9月4日	社債券	2.57
8	第2回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)*	1.934	2029年6月25日	社債券	2.51
9	第1回住友化学無担保社債(劣後特約付)*	1.3	2029年12月13日	社債券	2.15
10	第3回パナソニック無担保社債(劣後特約付)*	1	2031年10月14日	社債券	2.06

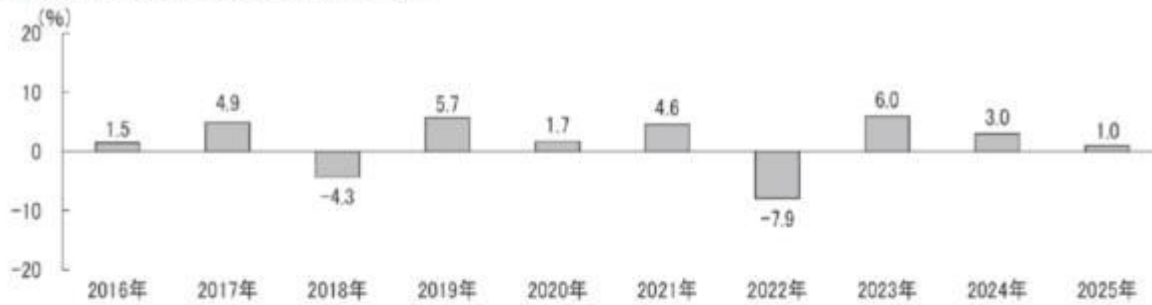
* 繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

【明治安田外国債券マザーファンド】

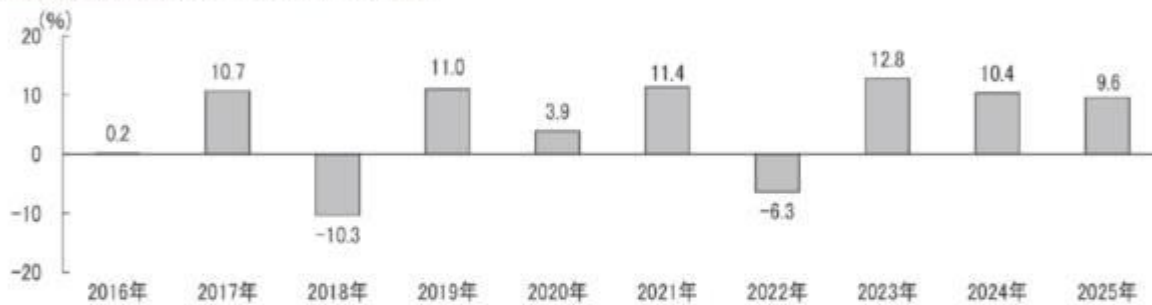
	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	比率 (%)
1	US TREASURY N/B 4.625%	4.625	2031年4月30日	アメリカ	国債証券	7.40
2	CHINA GOVT BOND 2.52%	2.52	2033年8月25日	中国	国債証券	6.52
3	US TREASURY N/B 4.125%	4.125	2032年5月31日	アメリカ	国債証券	5.56
4	CHINA GOVT BOND 2.55%	2.55	2028年10月15日	中国	国債証券	5.13
5	US TREASURY N/B 3.75%	3.75	2030年5月31日	アメリカ	国債証券	4.34
6	US TREASURY N/B 4%	4	2029年7月31日	アメリカ	国債証券	2.82
7	US TREASURY N/B 4.625%	4.625	2035年2月15日	アメリカ	国債証券	2.80
8	BTSP 0.95%	0.95	2032年6月1日	イタリア	国債証券	2.55
9	US TREASURY N/B 3%	3	2048年2月15日	アメリカ	国債証券	2.48
10	US TREASURY N/B 2.375%	2.375	2051年5月15日	アメリカ	国債証券	2.37

年間収益率の推移（暦年ベース）

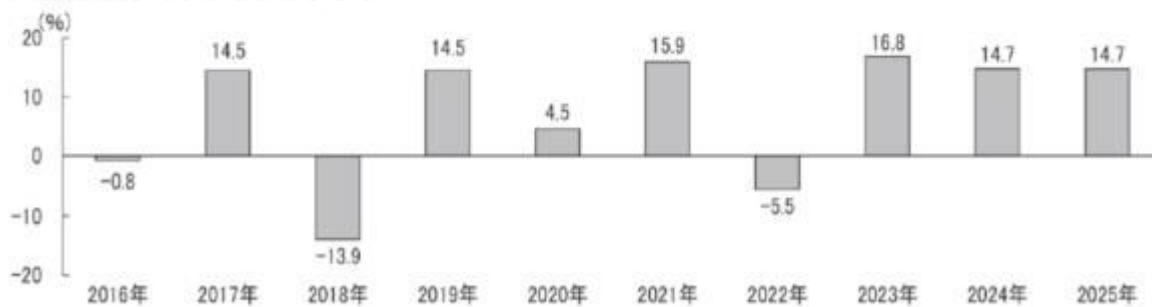
◆明治安田ライフプランファンド 20



◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2025年は11月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

申込期間中における取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

（2）申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

（3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

各ファンド間では、スイッチングが可能です。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問合わせください。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。なお、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとします。

（1）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（2）解約受付

一部解約の実行請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

（3）解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

（4）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

（5）信託財産留保額

ありません。

（6）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

（7）解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

買取請求については、販売会社へお問合わせください。

確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年5月21日から翌年5月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1. 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

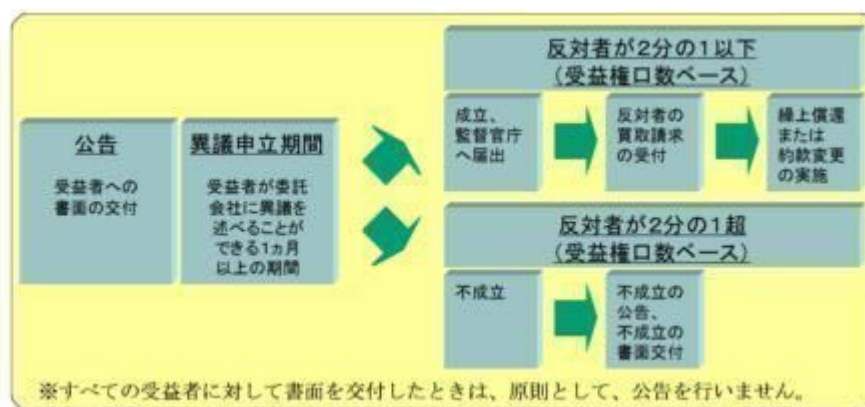
委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. 第2および第3段落記載の手続きにしがいます。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

運用状況に係る情報の提供

決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。ただし、委託会社は、受益者から当該情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

(4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定められた手続きにより行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間（2024年5月21日から2025年5月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【明治安田ライフプランファンド20】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 2024年 5月20日現在	第25期 2025年 5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	69,539,701	61,369,230
親投資信託受益証券	1,470,823,257	1,379,997,797
未収入金	-	460,000
未収利息	81	763
流動資産合計	1,540,363,039	1,441,827,790
資産合計	1,540,363,039	1,441,827,790
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,160,003	11,743,228
未払解約金	6,164,258	384,345
未払受託者報酬	488,010	393,935
未払委託者報酬	8,003,343	6,358,121
その他未払費用	38,983	31,455
流動負債合計	28,854,597	18,911,084
負債合計	28,854,597	18,911,084
純資産の部		
元本等		
元本	1,089,231,055	1,067,566,229
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	422,277,387	355,350,477
（分配準備積立金）	129,643,881	112,468,628
元本等合計	1,511,508,442	1,422,916,706
純資産合計	1,511,508,442	1,422,916,706
負債純資産合計	1,540,363,039	1,441,827,790

（ 2 ） 【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
営業収益		
受取利息	4,598	122,035
有価証券売買等損益	62,628,239	32,665,460
営業収益合計	62,632,837	32,543,425
営業費用		
支払利息	46,367	-
受託者報酬	992,406	807,580
委託者報酬	16,275,398	13,111,925
その他費用	80,473	64,485
営業費用合計	17,394,644	13,983,990
営業利益又は営業損失（ ）	45,238,193	46,527,415
経常利益又は経常損失（ ）	45,238,193	46,527,415
当期純利益又は当期純損失（ ）	45,238,193	46,527,415
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	9,142,955	939,747
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	494,298,519	422,277,387
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,341,635	51,182,537
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,341,635	51,182,537
剰余金減少額又は欠損金増加額	141,298,002	60,778,551
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	141,298,002	60,778,551
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	14,160,003	11,743,228
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	422,277,387	355,350,477

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は2024年 5月21日から2025年 5月20日までとなっております。

（ 重要な会計上の見積りに関する注記 ）

該当事項はありません。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第24期 2024年 5月20日現在		第25期 2025年 5月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,089,231,055口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,067,566,229口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3877円 (13,877円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3329円 (13,329円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日		第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%		1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	
上記、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。			
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	14,609,495円	A 費用控除後の配当等収益額	12,232,684円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	3,293,292円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	343,296,130円	C 収益調整金額	351,799,320円
D 分配準備積立金額	125,901,097円	D 分配準備積立金額	111,979,172円
E 当ファンドの分配対象収益額	487,100,014円	E 当ファンドの分配対象収益額	476,011,176円
F 当ファンドの期末残存口数	1,089,231,055口	F 当ファンドの期末残存口数	1,067,566,229口
G 10,000口当たり収益分配対象額	4,471円	G 10,000口当たり収益分配対象額	4,458円
H 10,000口当たり分配金額	130円	H 10,000口当たり分配金額	110円

I 収益分配金金額

14,160,003円

I 収益分配金金額

11,743,228円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第24期 2024年 5月20日現在	第25期 2025年 5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	38,428,239	35,351,999
合計	38,428,239	35,351,999

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
期首元本額	1,348,557,159円	1,089,231,055円
期中追加設定元本額	125,524,067円	135,135,592円
期中一部解約元本額	384,850,171円	156,800,418円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	87,933,889	217,583,614	
	明治安田日本債券マザーファンド	649,003,733	872,715,319	
	明治安田欧州株式マザーファンド	8,553,214	36,885,735	
	明治安田外国債券マザーファンド	59,891,660	215,747,726	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	4,400,708	37,065,403	
	合計	809,783,204	1,379,997,797	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【明治安田ライフプランファンド50】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 2024年 5月20日現在	第25期 2025年 5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	114,612,487	96,858,606
親投資信託受益証券	2,156,567,903	2,185,780,146
未収入金	2,330,000	560,000
未収利息	134	1,205
流動資産合計	2,273,510,524	2,283,199,957
資産合計	2,273,510,524	2,283,199,957
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	31,728,138	15,583,956
未払解約金	3,203,185	551,640
未払受託者報酬	924,641	864,377
未払委託者報酬	14,265,813	12,718,563
その他未払費用	79,192	74,023
流動負債合計	50,200,969	29,792,559
負債合計	50,200,969	29,792,559
純資産の部		
元本等		
元本	1,269,125,533	1,298,663,021
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	954,184,022	954,744,377
（分配準備積立金）	587,526,731	529,945,145
元本等合計	2,223,309,555	2,253,407,398
純資産合計	2,223,309,555	2,253,407,398
負債純資産合計	2,273,510,524	2,283,199,957

（ 2 ） 【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
営業収益		
受取利息	6,694	193,881
有価証券売買等損益	325,291,889	21,092,243
営業収益合計	325,298,583	21,286,124
営業費用		
支払利息	61,149	-
受託者報酬	1,823,980	1,734,004
委託者報酬	28,141,338	25,961,213
その他費用	157,743	148,502
営業費用合計	30,184,210	27,843,719
営業利益又は営業損失（ ）	295,114,373	6,557,595
経常利益又は経常損失（ ）	295,114,373	6,557,595
当期純利益又は当期純損失（ ）	295,114,373	6,557,595
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	43,929,538	1,918,629
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	823,255,823	954,184,022
剰余金増加額又は欠損金減少額	112,407,589	122,707,550
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	112,407,589	122,707,550
剰余金減少額又は欠損金増加額	200,936,087	101,924,273
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	200,936,087	101,924,273
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	31,728,138	15,583,956
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	954,184,022	954,744,377

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は2024年 5月21日から2025年 5月20日までとなっております。

（ 重要な会計上の見積りに関する注記 ）

該当事項はありません。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第24期 2024年 5月20日現在		第25期 2025年 5月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,269,125,533口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,298,663,021口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.7518円 (17,518円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.7352円 (17,352円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日		第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%		1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	
上記、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。			
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	32,688,058円	A 費用控除後の配当等収益額	16,559,595円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	218,496,777円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	641,516,699円	C 収益調整金額	729,135,886円
D 分配準備積立金額	368,070,034円	D 分配準備積立金額	528,969,506円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,260,771,568円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,274,664,987円
F 当ファンドの期末残存口数	1,269,125,533口	F 当ファンドの期末残存口数	1,298,663,021口
G 10,000口当たり収益分配対象額	9,934円	G 10,000口当たり収益分配対象額	9,815円
H 10,000口当たり分配金額	250円	H 10,000口当たり分配金額	120円

I 収益分配金金額

31,728,138円

I 収益分配金金額

15,583,956円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第24期 2024年 5月20日現在	第25期 2025年 5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	254,053,018	15,916,803
合計	254,053,018	15,916,803

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
期首元本額	1,441,286,234円	1,269,125,533円
期中追加設定元本額	176,594,334円	165,178,978円
期中一部解約元本額	348,755,035円	135,641,490円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	明治安田日本株式マザーファンド	278,105,662	688,144,650	
	明治安田日本債券マザーファンド	516,098,543	693,997,710	
	明治安田欧州株式マザーファンド	54,210,569	233,783,078	
	明治安田外国債券マザーファンド	93,225,478	335,826,139	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	27,785,787	234,028,569	
	合計	969,426,039	2,185,780,146	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【明治安田ライフプランファンド70】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 2024年 5月20日現在	第25期 2025年 5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	99,494,017	81,150,356
親投資信託受益証券	1,833,349,245	1,843,705,384
未収入金	2,030,000	740,000
未収利息	116	1,009
流動資産合計	1,934,873,378	1,925,596,749
資産合計	1,934,873,378	1,925,596,749
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	29,358,819	11,699,332
未払解約金	3,192,593	1,059,670
未払受託者報酬	777,198	819,275
未払委託者報酬	11,755,071	11,623,428
その他未払費用	97,091	102,353
流動負債合計	45,180,772	25,304,058
負債合計	45,180,772	25,304,058
純資産の部		
元本等		
元本	978,627,320	974,944,375
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	911,065,286	925,348,316
（分配準備積立金）	555,106,344	497,655,638
元本等合計	1,889,692,606	1,900,292,691
純資産合計	1,889,692,606	1,900,292,691
負債純資産合計	1,934,873,378	1,925,596,749

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
営業収益		
受取利息	5,175	162,385
有価証券売買等損益	329,298,836	54,226,139
営業収益合計	329,304,011	54,388,524
営業費用		
支払利息	43,815	-
受託者報酬	1,493,662	1,635,256
委託者報酬	22,591,569	23,752,108
その他費用	187,651	204,283
営業費用合計	24,316,697	25,591,647
営業利益又は営業損失()	304,987,314	28,796,877
経常利益又は経常損失()	304,987,314	28,796,877
当期純利益又は当期純損失()	304,987,314	28,796,877
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	15,228,569	1,202,870
期首剰余金又は期首欠損金()	603,382,010	911,065,286
剰余金増加額又は欠損金減少額	142,719,624	128,253,040
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	142,719,624	128,253,040
剰余金減少額又は欠損金増加額	95,436,274	132,270,425
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	95,436,274	132,270,425
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	29,358,819	11,699,332
期末剰余金又は期末欠損金()	911,065,286	925,348,316

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの計算期間は2024年 5月21日から2025年 5月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第24期 2024年 5月20日現在		第25期 2025年 5月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	978,627,320口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	974,944,375口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.9310円 (19,310円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.9491円 (19,491円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日		第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%		1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	
上記、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。		上記、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。	
2.分配金の計算過程		2.分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	29,521,924円	A 費用控除後の配当等収益額	20,332,404円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	260,236,821円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	9,667,343円
C 収益調整金額	722,766,252円	C 収益調整金額	794,172,087円
D 分配準備積立金額	294,706,418円	D 分配準備積立金額	479,355,223円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,307,231,415円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,303,527,057円
F 当ファンドの期末残存口数	978,627,320口	F 当ファンドの期末残存口数	974,944,375口
G 10,000口当たり収益分配対象額	13,357円	G 10,000口当たり収益分配対象額	13,370円
H 10,000口当たり分配金額	300円	H 10,000口当たり分配金額	120円

I 収益分配金金額

29,358,819円

I 収益分配金金額

11,699,332円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第24期 2024年 5月20日現在	第25期 2025年 5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	306,374,400	49,345,948
合計	306,374,400	49,345,948

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

	第24期 自 2023年 5月23日 至 2024年 5月20日	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日
期首元本額	935,915,422円	978,627,320円
期中追加設定元本額	189,317,774円	138,436,140円
期中一部解約元本額	146,605,876円	142,119,085円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	309,165,151	764,998,249	
	明治安田日本債券マザーファンド	228,868,190	307,759,055	
	明治安田欧州株式マザーファンド	67,947,464	293,023,438	
	明治安田外国債券マザーファンド	51,725,016	186,329,025	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	34,620,618	291,595,617	
	合計	692,326,439	1,843,705,384	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年 5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	27,678,921
株式	4,614,141,890
未収入金	106,523,353
未収配当金	50,656,020
未収利息	344
流動資産合計	4,799,000,528
資産合計	4,799,000,528
負債の部	
流動負債	
未払金	79,050,119
未払解約金	5,430,000
流動負債合計	84,480,119
負債合計	84,480,119
純資産の部	
元本等	
元本	1,905,290,612
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,809,229,797
元本等合計	4,714,520,409
純資産合計	4,714,520,409
負債純資産合計	4,799,000,528

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2025年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年 5月21日
期首元本額	1,954,679,263円
期末元本額	1,905,290,612円
期中追加設定元本額	305,260,876円
期中一部解約元本額	354,649,527円
元本の内訳	
明治安田日本株式ファンド	523,706,754円
明治安田ライフプランファンド20	87,933,889円
明治安田ライフプランファンド50	278,105,662円
明治安田ライフプランファンド70	309,165,151円
資産形成ファンド	686,795,077円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	4,380,697円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	4,280,128円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	10,923,254円
2. 1口当たり純資産額	2.4744円
(10,000口当たり純資産額)	(24,744円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
大成建設	4,500	7,880.00	35,460,000	
鹿島建設	11,900	3,560.00	42,364,000	
東鉄工業	900	3,440.00	3,096,000	
日本電設工業	16,000	2,337.00	37,392,000	
日本ハム	7,600	5,181.00	39,375,600	
日清食品ホールディングス	2,500	3,075.00	7,687,500	
日本たばこ産業	17,500	4,477.00	78,347,500	
ジェイフロンティア	4,800	1,588.00	7,622,400	
ワールド	5,900	2,513.00	14,826,700	
王子ホールディングス	47,300	659.00	31,170,700	
レンゴー	15,900	734.10	11,672,190	
旭化成	20,000	992.30	19,846,000	
信越化学工業	12,900	4,577.00	59,043,300	
三菱ケミカルグループ	24,500	740.60	18,144,700	
花王	4,200	6,253.00	26,262,600	
ポーラ・オルビスホールディングス	39,700	1,342.00	53,277,400	
中外製薬	4,500	7,567.00	34,051,500	
第一三共	5,400	3,673.00	19,834,200	
ペプチドリーム	29,200	1,725.00	50,370,000	
E N E O Sホールディングス	26,400	672.70	17,759,280	
住友ゴム工業	27,300	1,768.00	48,266,400	
日本製鉄	6,500	2,856.50	18,567,250	
J X金属	30,800	795.00	24,486,000	
古河電気工業	3,600	5,699.00	20,516,400	
住友電気工業	9,000	2,653.50	23,881,500	
三浦工業	6,900	3,064.00	21,141,600	
ディスコ	300	34,860.00	10,458,000	
三井海洋開発	8,700	4,825.00	41,977,500	
小松製作所	8,800	4,353.00	38,306,400	
ダイキン工業	1,400	15,875.00	22,225,000	
SANKYO	11,200	2,481.50	27,792,800	

ホシザキ	1,800	5,343.00	9,617,400
三菱重工業	20,900	2,920.00	61,028,000
I H I	2,100	12,770.00	26,817,000
イビデン	5,200	5,257.00	27,336,400
日立製作所	24,100	3,850.00	92,785,000
三菱電機	14,000	2,940.00	41,160,000
K O K U S A I E L E C T R I C	11,600	3,014.00	34,962,400
日本電気	19,300	3,635.00	70,155,500
ルネサスエレクトロニクス	15,100	1,825.00	27,557,500
ソニーグループ	38,400	3,777.00	145,036,800
アドバンテスト	5,500	7,275.00	40,012,500
キーエンス	1,900	63,110.00	119,909,000
シスメックス	23,700	2,432.50	57,650,250
カシオ計算機	15,000	1,049.50	15,742,500
ローム	7,000	1,402.50	9,817,500
京セラ	35,000	1,760.50	61,617,500
S C R E E Nホールディングス	1,600	10,465.00	16,744,000
キャノン	10,500	4,441.00	46,630,500
東京エレクトロン	2,100	23,345.00	49,024,500
豊田自動織機	1,200	17,940.00	21,528,000
デンソー	14,300	1,920.50	27,463,150
川崎重工業	6,200	8,732.00	54,138,400
トヨタ自動車	63,200	2,672.50	168,902,000
本田技研工業	28,900	1,422.00	41,095,800
リガク・ホールディングス	22,600	753.00	17,017,800
テルモ	11,200	2,694.00	30,172,800
シード	33,700	445.00	14,996,500
M T G	45,500	3,435.00	156,292,500
T O P P A Nホールディングス	14,700	3,938.00	57,888,600
任天堂	6,300	11,530.00	72,639,000
東京瓦斯	12,100	4,602.00	55,684,200
東日本旅客鉄道	19,800	3,089.00	61,162,200
S Gホールディングス	20,800	1,412.50	29,380,000
ビーイングホールディングス	17,000	2,700.00	45,900,000
日本郵船	8,600	5,130.00	44,118,000
日本航空	6,800	2,809.00	19,101,200
エムアップホールディングス	5,500	1,958.00	10,769,000
T B Sホールディングス	4,500	4,661.00	20,974,500
日本電信電話	382,200	153.10	58,514,820

カブコン	8,500	4,168.00	35,428,000	
コナミグループ	2,800	19,225.00	53,830,000	
ソフトバンクグループ	4,700	7,599.00	35,715,300	
円谷フィールズホールディングス	16,700	1,808.00	30,193,600	
伊藤忠商事	17,800	7,524.00	133,927,200	
丸紅	40,100	2,779.00	111,437,900	
スズケン	1,800	5,164.00	9,295,200	
ウエルシアホールディングス	9,900	2,391.50	23,675,850	
コスモス薬品	7,500	9,040.00	67,800,000	
ウイルプラスホールディングス	36,900	1,018.00	37,564,200	
ファーストリテイリング	800	48,010.00	38,408,000	
しずおかフィナンシャルグループ	15,800	1,601.50	25,303,700	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	10,600	1,676.50	17,770,900	
ゆうちょ銀行	26,000	1,497.50	38,935,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	38,900	914.40	35,570,160	
十六フィナンシャルグループ	1,700	4,720.00	8,024,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	92,200	1,974.50	182,048,900	
三井住友フィナンシャルグループ	29,100	3,534.00	102,839,400	
みずほフィナンシャルグループ	17,100	3,787.00	64,757,700	
S O M P Oホールディングス	13,000	4,553.00	59,189,000	
第一生命ホールディングス	45,700	1,045.50	47,779,350	
東京海上ホールディングス	16,300	5,800.00	94,540,000	
T & Dホールディングス	10,500	3,053.00	32,056,500	
クレディセゾン	7,200	3,852.00	27,734,400	
ヒューリック	43,200	1,464.00	63,244,800	
東京建物	5,800	2,533.00	14,691,400	
住友不動産	9,100	5,253.00	47,802,300	
アストロスケールホールディングス	20,800	717.00	14,913,600	
日本M&Aセンターホールディングス	59,600	671.30	40,009,480	
F R O N T E O	49,900	615.00	30,688,500	
パーソルホールディングス	38,400	262.40	10,076,160	
エムスリー	36,700	1,983.50	72,794,450	
リクルートホールディングス	4,400	8,660.00	38,104,000	
ペイカレント	10,800	7,986.00	86,248,800	
共立メンテナンス	4,300	3,530.00	15,179,000	
合 計	2,150,600		4,614,141,890	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年 5月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,882,354
株式	5,203,467,158
投資証券	118,009,242
派生商品評価勘定	261,939
未収入金	130,523,053
未収配当金	3,894,618
未収利息	85
差入委託証拠金	52,519,083
流動資産合計	5,515,557,532
資産合計	5,515,557,532
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	35,646
前受金	48,333,930
未払解約金	3,750,000
流動負債合計	52,119,576
負債合計	52,119,576
純資産の部	
元本等	
元本	648,663,694
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,814,774,262
元本等合計	5,463,437,956
純資産合計	5,463,437,956
負債純資産合計	5,515,557,532

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2025年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年 5月21日
期首元本額	706,387,981円
期末元本額	648,663,694円
期中追加設定元本額	92,347,132円
期中一部解約元本額	150,071,419円
元本の内訳	

明治安田アメリカ株式ファンド	331,599,318円
明治安田ライフプランファンド20	4,400,708円
明治安田ライフプランファンド50	27,785,787円
明治安田ライフプランファンド70	34,620,618円
フコク株25大河	14,828,831円
フコク株50大河	39,208,666円
フコク株75大河	63,502,485円
資産形成ファンド	122,331,311円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	8,516,086円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	218,181円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	426,590円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,225,113円
2. 1口当たり純資産額	8.4226円
(10,000口当たり純資産額)	(84,226円)

(注) *は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

米ドル	BAKER HUGHES CO	690	37.91	26,157.90
	CHEVRON CORP	770	138.49	106,637.30
	CONOCOPHILLIPS	160	90.41	14,465.60
	COTERRA ENERGY INC	3,280	24.50	80,360.00
	DIAMONDBACK ENERGY INC	70	139.35	9,754.50
	EOG RESOURCES INC	410	113.95	46,719.50
	EQT CORP	1,880	55.56	104,452.80
	EXPAND ENERGY CORP	1,540	113.48	174,759.20
	EXXON MOBIL CORP	2,124	106.47	226,142.28
	KINDER MORGAN INC	910	28.00	25,480.00
	ONEOK INC	150	84.73	12,709.50
	TARGA RESOURCES CORP	720	164.63	118,533.60
	WILLIAMS COS INC	1,540	58.54	90,151.60
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	50	277.33	13,866.50
	AMCOR PLC	6,130	9.44	57,867.20
	BALL CORP	2,140	54.33	116,266.20
	ECOLAB INC	570	261.36	148,975.20
	LINDE PLC	470	460.33	216,355.10
	NEWMONT GOLDCORP CORP	400	50.93	20,372.00
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	140	362.00	50,680.00
	SMURFIT WESTROCK PLC	240	46.39	11,133.60
	3M CO	170	154.14	26,203.80
	AMETEK INC	1,060	181.88	192,792.80
	CATERPILLAR INC	80	352.57	28,205.60
	EATON CORP PLC	610	329.29	200,866.90
	EMERSON ELECTRIC CO	1,450	119.58	173,391.00
	FASTENAL CO	360	83.16	29,937.60
	GE AEROSPACE	1,260	235.29	296,465.40
	GE VERNOVA INC	37	446.60	16,524.20
	GENERAL DYNAMICS CORP	410	281.37	115,361.70
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	230	224.94	51,736.20
	HOWMET AEROSPACE INC	400	166.24	66,496.00
	HUBBELL INC	210	390.77	82,061.70
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	70	229.35	16,054.50
ILLINOIS TOOL WORKS	280	251.71	70,478.80	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	110	230.97	25,406.70	
LOCKHEED MARTIN CORP	359	473.06	169,828.54	
PARKER HANNIFIN CORP	220	679.28	149,441.60	

RTX CORP	230	137.20	31,556.00
SMITH (A.O.)CORP	1,670	70.51	117,751.70
SNAP-ON INC	30	331.92	9,957.60
STANLEY BLACK & DECKER INC	180	70.62	12,711.60
TRANE TECHNOLOGIES PLC	260	430.81	112,010.60
XYLEM INC	450	128.00	57,600.00
AUTOMATIC DATA PROCESSING	80	322.96	25,836.80
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	70	242.79	16,995.30
CINTAS CORP	916	223.03	204,295.48
PAYCHEX INC	1,240	158.19	196,155.60
ROLLINS INC	280	57.43	16,080.40
VERALTO CORP	440	102.19	44,963.60
WASTE MANAGEMENT INC	60	231.95	13,917.00
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	250	100.08	25,020.00
EXPEDITORS INTL WASH INC	1,350	118.14	159,489.00
FEDEX CORP	170	226.12	38,440.40
UBER TECHNOLOGIES INC	3,310	92.46	306,042.60
UNION PACIFIC CORP	280	229.50	64,260.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	930	99.11	92,172.30
TESLA INC	2,238	342.09	765,597.42
DECKERS OUTDOOR CORP	940	127.41	119,765.40
MOHAWK INDUSTRIES INC	140	107.56	15,058.40
RALPH LAUREN CORP	110	277.67	30,543.70
AIRBNB INC-CLASS A	250	136.60	34,150.00
BOOKING HOLDINGS INC	45	5,378.00	242,010.00
CARNIVAL CORP	740	23.39	17,308.60
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,450	52.27	75,791.50
DARDEN RESTAURANTS INC	410	208.73	85,579.30
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	80	256.45	20,516.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	40	273.19	10,927.60
MCDONALD'S CORP	615	321.23	197,556.45
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	300	254.03	76,209.00
YUM! BRANDS INC	820	149.65	122,713.00
ALPHABET INC-CL A	3,760	166.54	626,190.40
ALPHABET INC-CL C	3,395	167.87	569,918.65
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	80	418.63	33,490.40
COMCAST CORP-CLASS A	790	35.44	27,997.60
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	580	148.30	86,014.00

META PLATFORMS INC-CLASS A	1,790	640.43	1,146,369.70
NETFLIX INC	430	1,191.64	512,405.20
OMNICOM GROUP	750	76.96	57,720.00
WALT DISNEY CO/THE	230	112.66	25,911.80
AMAZON.COM INC	7,341	206.16	1,513,420.56
HOME DEPOT INC	720	379.38	273,153.60
LOWE'S COS INC	130	234.43	30,475.90
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	119	1,393.90	165,874.10
POOL CORP	50	322.45	16,122.50
ROSS STORES INC	100	154.26	15,426.00
TJX COMPANIES INC	1,840	135.03	248,455.20
COSTCO WHOLESALE CORP	357	1,034.34	369,259.38
KROGER CO	370	68.96	25,515.20
WALMART INC	4,050	98.12	397,386.00
ALTRIA GROUP INC	3,200	59.47	190,304.00
COCA-COLA CO/THE	4,154	71.93	298,797.22
KRAFT HEINZ CO/THE	550	27.88	15,334.00
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	710	74.40	52,824.00
MOLSON COORS BREWING CO -B	2,070	56.61	117,182.70
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	310	65.72	20,373.20
PEPSICO INC	100	131.79	13,179.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,560	173.17	270,145.20
TYSON FOODS INC-CL A	360	56.05	20,178.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	960	95.97	92,131.20
KENVUE INC	570	24.00	13,680.00
KIMBERLY-CLARK CORP	130	140.79	18,302.70
PROCTER & GAMBLE CO/THE	1,660	164.77	273,518.20
ABBOTT LABORATORIES	1,250	135.55	169,437.50
BECTON DICKINSON AND CO	290	177.05	51,344.50
BOSTON SCIENTIFIC CORP	180	106.66	19,198.80
CENCORA INC	590	292.63	172,651.70
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	170	73.10	12,427.00
HCA HEALTHCARE INC	540	386.89	208,920.60
HENRY SCHEIN INC	120	71.84	8,620.80
INTUITIVE SURGICAL INC	35	561.63	19,657.05
MCKESSON CORP	254	726.40	184,505.60
MEDTRONIC PLC	250	86.97	21,742.50
MOLINA HEALTHCARE INC	40	325.35	13,014.00

RESMED INC	310	253.35	78,538.50
SOLVENTUM CORP	1,500	75.77	113,655.00
STRYKER CORP	370	394.69	146,035.30
THE CIGNA GROUP	310	321.96	99,807.60
UNITEDHEALTH GROUP INC	480	315.89	151,627.20
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	80	196.82	15,745.60
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	150	95.77	14,365.50
ABBVIE INC	1,830	185.71	339,849.30
AMGEN INC	400	275.85	110,340.00
DANAHER CORP	130	196.41	25,533.30
ELI LILLY AND COMPANY	442	755.11	333,758.62
GILEAD SCIENCES INC	1,570	106.16	166,671.20
INCYTE CORP	1,850	63.81	118,048.50
JOHNSON & JOHNSON	2,390	152.49	364,451.10
MERCK & CO. INC.	950	77.23	73,368.50
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	157	1,159.10	181,978.70
REGENERON PHARMACEUTICALS	18	596.54	10,737.72
REVVITY INC	140	94.30	13,202.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	227	413.92	93,959.84
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	50	440.66	22,033.00
VIATRIS INC	900	8.76	7,884.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	310	217.22	67,338.20
ZOETIS INC	1,160	163.94	190,170.40
BANK OF AMERICA CORP	5,670	44.77	253,845.90
CITIGROUP INC	260	76.13	19,793.80
CITIZENS FINANCIAL GROUP	430	41.58	17,879.40
HUNTINGTON BANCSHARES INC	8,670	16.12	139,760.40
JPMORGAN CHASE & CO	1,562	264.88	413,742.56
REGIONS FINANCIAL CORP	2,730	22.54	61,534.20
US BANCORP	4,190	44.79	187,670.10
WELLS FARGO & CO	1,310	76.06	99,638.60
AMERICAN EXPRESS CO	80	299.30	23,944.00
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	250	90.33	22,582.50
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,047	512.39	536,472.33
BLACKROCK INC	19	993.66	18,879.54
BLACKSTONE INC	490	145.45	71,270.50
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	80	197.41	15,792.80
CME GROUP INC	50	277.94	13,897.00

FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	2,300	80.98	186,254.00
FISERV INC	450	169.14	76,113.00
FRANKLIN RESOURCES INC	870	22.21	19,322.70
GLOBAL PAYMENTS INC	1,790	80.85	144,721.50
GOLDMAN SACHS GROUP INC	92	612.30	56,331.60
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	820	176.75	144,935.00
INVESCO LTD	7,750	15.33	118,807.50
KKR & CO INC-A	140	125.49	17,568.60
MASTERCARD INC - A	395	586.41	231,631.95
MORGAN STANLEY	1,110	130.84	145,232.40
NASDAQ INC	1,720	81.96	140,971.20
PAYPAL HOLDINGS INC	2,990	72.32	216,236.80
S&P GLOBAL INC	200	524.28	104,856.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	2,470	89.23	220,398.10
STATE STREET CORP	420	98.28	41,277.60
SYNCHRONY FINANCIAL	220	60.05	13,211.00
VISA INC-CLASS A SHARES	1,275	367.90	469,072.50
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	250	84.34	21,085.00
AON PLC	500	364.96	182,480.00
BROWN & BROWN INC	390	112.00	43,680.00
CHUBB LTD	60	294.58	17,674.80
GLOBE LIFE INC	110	122.21	13,443.10
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	820	131.67	107,969.40
METLIFE INC	210	80.87	16,982.70
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	2,080	81.30	169,104.00
PROGRESSIVE CORP	380	288.24	109,531.20
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	110	107.98	11,877.80
TRAVELERS COS INC/THE	60	274.54	16,472.40
WR BERKLEY CORP	1,160	73.82	85,631.20
ACCENTURE PLC-CL A	220	319.39	70,265.80
ADOBE INC	532	420.68	223,801.76
AKAMAII TECHNOLOGIES INC	210	77.87	16,352.70
AUTODESK INC	50	295.90	14,795.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	460	444.35	204,401.00
FAIR ISAAC CORP	71	2,206.01	156,626.71
FORTINET INC	1,650	104.75	172,837.50
GARTNER INC	29	449.52	13,036.08
INTL BUSINESS MACHINES CORP	300	268.41	80,523.00

INTUIT INC	50	670.86	33,543.00
MICROSOFT CORP	5,142	458.87	2,359,509.54
ORACLE CORP	520	159.64	83,012.80
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	2,340	126.33	295,612.20
PALO ALTO NETWORKS INC	1,170	194.30	227,331.00
PTC INC	220	172.39	37,925.80
SALESFORCE INC	740	287.63	212,846.20
SERVICENOW INC	197	1,025.75	202,072.75
SYNOPSYS INC	37	516.01	19,092.37
WORKDAY INC-CLASS A	190	273.30	51,927.00
APPLE INC	11,346	208.78	2,368,817.88
ARISTA NETWORKS INC	2,410	96.70	233,047.00
CISCO SYSTEMS INC	920	63.92	58,806.40
DELL TECHNOLOGIES -C	120	114.28	13,713.60
JABIL INC	1,010	167.44	169,114.40
JUNIPER NETWORKS INC	330	36.13	11,922.90
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	50	297.82	14,891.00
AT&T INC	920	28.02	25,778.40
T-MOBILE US INC	860	244.25	210,055.00
VERIZON COMMUNICATIONS INC	880	44.31	38,992.80
AMERICAN ELECTRIC POWER	180	103.78	18,680.40
AMERICAN WATER WORKS CO INC	500	143.71	71,855.00
CONSTELLATION ENERGY	640	294.02	188,172.80
DTE ENERGY COMPANY	990	138.57	137,184.30
DUKE ENERGY CORP	180	116.99	21,058.20
EDISON INTERNATIONAL	590	58.00	34,220.00
EXELON CORP	440	44.39	19,531.60
NEXTERA ENERGY INC	3,230	73.86	238,567.80
NRG ENERGY INC	140	161.24	22,573.60
P G & E CORP	990	17.74	17,562.60
SEMPRA	240	78.43	18,823.20
SOUTHERN CO	390	89.48	34,897.20
VISTRA CORP	220	157.32	34,610.40
WEC ENERGY GROUP INC	1,060	107.26	113,695.60
XCEL ENERGY INC	250	72.21	18,052.50
ADVANCED MICRO DEVICES	420	114.74	48,190.80
ANALOG DEVICES INC	60	224.54	13,472.40
APPLIED MATERIALS INC	130	165.94	21,572.20

BROADCOM INC	3,830	230.63	883,312.90	
FIRST SOLAR INC	80	164.92	13,193.60	
INTEL CORP	750	21.38	16,035.00	
KLA CORPORATION	242	787.01	190,456.42	
LAM RESEARCH CORP	2,740	83.82	229,666.80	
MICRON TECHNOLOGY INC	210	98.65	20,716.50	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	265	702.39	186,133.35	
NVIDIA CORP	19,040	135.57	2,581,252.80	
QUALCOMM INC	250	153.70	38,425.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	80	188.34	15,067.20	
米ドル 小計	243,824		35,806,958.15 (5,203,467,158)	
合 計	243,824		5,203,467,158 (5,203,467,158)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	160	11,848.00	
		AMERICAN TOWER CORP	110	23,664.30	
		BXP INC	200	13,580.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	5,230	92,675.60	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	2,710	41,788.20	
		KIMCO REALTY CORP	8,000	173,360.00	
		PROLOGIS INC	880	97,372.00	
		PUBLIC STORAGE	70	21,662.20	
		REALTY INCOME CORP	3,120	175,500.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	160	26,318.40	
		VICI PROPERTIES INC	3,240	104,166.00	
		WELLTOWER INC	200	30,130.00	
米ドル合計			24,080	812,064.70 (118,009,242)	
	合 計			118,009,242 (118,009,242)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 238銘柄	95.2%		97.8%
	投資証券 12銘柄		2.2%	2.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2025年 5月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	130,152,770	-	130,406,535	253,765
合計		130,152,770	-	130,406,535	253,765

(注)時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

(2025年 5月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建	10,000,000	-	10,027,472	27,472
	米ドル	10,000,000	-	10,027,472	27,472
	合計	10,000,000	-	10,027,472	27,472

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

明治安田欧州株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年 5月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	21,617,244
コール・ローン	4,723,346
株式	2,301,201,441
投資証券	25,358,084
派生商品評価勘定	2,435,382
未収入金	1,143,741
未収配当金	6,669,760
未収利息	58
差入委託証拠金	21,549,477
流動資産合計	2,384,698,533
資産合計	2,384,698,533
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	18,481
未払解約金	500,000
流動負債合計	518,481
負債合計	518,481
純資産の部	
元本等	
元本	552,856,310
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,831,323,742
元本等合計	2,384,180,052
純資産合計	2,384,180,052
負債純資産合計	2,384,698,533

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2025年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年 5月21日
期首元本額	549,883,479円
期末元本額	552,856,310円
期中追加設定元本額	103,659,691円
期中一部解約元本額	100,686,860円
元本の内訳	

明治安田欧州株式ファンド	198,314,243円
明治安田ライフプランファンド20	8,553,214円
明治安田ライフプランファンド50	54,210,569円
明治安田ライフプランファンド70	67,947,464円
フコク株25大河	19,693,434円
フコク株50大河	53,963,245円
フコク株75大河	86,525,683円
資産形成ファンド	53,215,363円
明治安田VA欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	6,719,829円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	431,892円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	847,607円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	2,433,767円
2. 1口当たり純資産額	4.3125円
(10,000口当たり純資産額)	(43,125円)

(注) *は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	107	664.62	71,114.34	
	米ドル 小計	107		71,114.34 (10,334,335)	

ユーロ	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	7,023	14.03	98,532.69
	TOTALENERGIES SE	2,829	52.88	149,597.52
	AIR LIQUIDE SA	711	185.08	131,591.88
	ARKEMA	1,437	67.80	97,428.60
	EVONIK INDUSTRIES AG	4,830	20.22	97,662.60
	HEIDELBERG MATERIALS AG	573	188.65	108,096.45
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	1,104	101.35	111,890.40
	DASSAULT AVIATION SA	307	310.20	95,231.40
	EIFFAGE	834	126.35	105,375.90
	GEA GROUP AG	1,797	57.80	103,866.60
	PRYSMIAN SPA	1,911	55.20	105,487.20
	RHEINMETALL AG	74	1,752.50	129,685.00
	SAFRAN SA	419	259.10	108,562.90
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	687	218.65	150,212.55
	SIEMENS AG-REG	1,057	221.80	234,442.60
	SIEMENS ENERGY AG	1,478	78.14	115,490.92
	THALES SA	391	253.10	98,962.10
	VINCI SA	908	127.55	115,815.40
	WARTSILA OYJ	5,889	18.06	106,384.78
	BUREAU VERITAS SA	3,196	30.16	96,391.36
	AENA SME SA	424	237.00	100,488.00
	INPOST SA	3,108	15.13	47,024.04
	FERRARI NV	245	441.40	108,143.00
	MICHELIN (CGDE)	2,552	34.51	88,069.52
	ADIDAS AG	445	218.30	97,143.50
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	351	498.60	175,008.60
	AMADEUS IT GROUP SA	1,357	72.62	98,545.34
	FDJ UNITED	1,058	32.72	34,617.76
	SODEXO	1,182	57.80	68,319.60
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	936	112.40	105,206.40
	INDITEX	1,826	48.50	88,561.00
	ZALANDO SE	2,809	31.12	87,416.08
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	2,820	37.33	105,270.60
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	228	60.74	13,848.72
	KERRY GROUP PLC-A	954	95.85	91,440.90
	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	1,440	70.32	101,260.80
	DIASORIN SPA	442	93.96	41,530.32
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	3,857	21.28	82,076.96

RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	1,839	51.45	94,616.55
SANOFI	1,544	92.26	142,449.44
AIB GROUP PLC	13,585	6.50	88,302.50
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	8,719	13.46	117,401.33
BANCO BPM SPA	6,622	9.91	65,637.26
BANCO SANTANDER SA	20,577	6.94	142,866.11
BANK OF IRELAND GROUP PLC	2,509	11.54	28,953.86
BNP PARIBAS	1,502	77.15	115,879.30
CREDIT AGRICOLE SA	5,986	17.39	104,096.54
ERSTE GROUP BANK AG	1,115	71.80	80,057.00
ING GROEP NV-CVA	4,826	19.04	91,915.99
NORDEA BANK ABP	8,180	12.91	105,644.70
UNICREDIT SPA	2,051	57.20	117,317.20
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	4,346	25.27	109,845.15
EURAZEO SE	283	67.75	19,173.25
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	940	72.40	68,056.00
ALLIANZ SE-REG	512	351.60	180,019.20
AXA SA	2,548	41.67	106,175.16
SAMPO OYJ-A SHS	10,859	9.49	103,138.78
TALANX AG	212	111.00	23,532.00
SAP SE	1,332	265.45	353,579.40
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	4,857	33.47	162,563.79
KONINKLIJKE KPN NV	25,879	4.13	106,906.14
TELEFONICA SA	23,148	4.49	104,073.40
ENDESA SA	2,229	26.51	59,090.79
ENGIE	5,567	18.44	102,683.31
FORTUM OYJ	2,575	15.17	39,062.75
IBERDROLA SA	6,282	15.82	99,381.24
RWE AG	2,697	32.40	87,382.80
ASM INTERNATIONAL NV	232	479.20	111,174.40
ASML HOLDING NV	539	662.40	357,033.60
ユーロ 小計	237,581		7,382,688.93 (1,204,264,218)

イギリスポンド	SHELL PLC	8,151	24.73	201,574.23	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	1,302	30.85	40,166.70	
	GLENCORE PLC	27,606	2.63	72,797.02	
	RIO TINTO PLC	861	46.46	40,002.06	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	11,083	8.19	90,791.93	
	INTERTEK GROUP PLC	1,578	49.42	77,984.76	
	COMPASS GROUP PLC	2,823	26.27	74,160.21	
	ENTAIN PLC	12,781	7.70	98,490.38	
	INFORMA PLC	10,397	8.01	83,300.76	
	NEXT PLC	661	127.10	84,013.10	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	24,004	3.61	86,678.44	
	COCA-COLA HBC AG-CDI	2,299	39.50	90,810.50	
	IMPERIAL BRANDS PLC	3,085	27.56	85,022.60	
	UNILEVER PLC	3,373	46.52	156,911.96	
	ASTRAZENECA PLC	2,094	103.72	217,189.68	
	GSK PLC	5,692	13.96	79,488.78	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	4,134	20.68	85,491.12	
	BARCLAYS PLC	24,528	3.25	79,887.69	
	HSBC HOLDINGS PLC	25,181	8.81	221,920.15	
	NATWEST GROUP PLC	17,961	5.09	91,529.25	
	3I GROUP PLC	2,137	40.19	85,886.03	
	ADMIRAL GROUP PLC	1,970	33.00	65,010.00	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	6,734	6.17	41,582.45	
	CENTRICA PLC	56,293	1.52	85,565.36	
NATIONAL GRID PLC	7,837	10.70	83,855.90		
SSE PLC	4,217	17.53	73,924.01		
	イギリスポンド 小計	268,782		2,494,035.07	(484,067,266)

スイスフラン	HOLCIM LTD	988	95.78	94,630.64
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	234	305.00	71,370.00
	SGS SA-REG	1,187	88.00	104,456.00
	AVOLTA AG	2,393	44.78	107,158.54
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	4	12,700.00	50,800.00
	NESTLE SA-REG	3,287	87.25	286,790.75
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	918	111.75	102,586.50
	LONZA GROUP AG-REG	158	574.20	90,723.60
	NOVARTIS AG-REG	2,791	91.55	255,516.05
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	983	260.00	255,580.00
	JULIUS BAER GROUP LTD	1,466	57.82	84,764.12
	UBS GROUP AG-REG	3,572	28.01	100,051.72
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	156	586.40	91,478.40
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1,405	71.78	100,850.90
SWISS PRIME SITE-REG	678	116.10	78,715.80	
スイスフラン 小計		20,220		1,875,473.02 (326,238,531)
スウェーデンクローナ	ALFA LAVAL AB	2,172	418.60	909,199.20
	EVOLUTION AB	1,557	653.80	1,017,966.60
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	3,481	277.40	965,629.40
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	6,780	162.05	1,098,699.00
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	9,233	130.55	1,205,368.15
	SWEDBANK AB - A SHARES	4,584	256.80	1,177,171.20
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	1,529	359.00	548,911.00
	ERICSSON LM-B SHS	12,284	83.36	1,023,994.24
	TELE2 AB-B SHS	6,958	142.00	988,036.00
スウェーデンクローナ 小計		48,578		8,934,974.79 (133,935,272)
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	4,101	240.90	987,930.90
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	652	1,712.00	1,116,224.00
	MOWI ASA	4,467	192.30	859,004.10
ノルウェークローネ 小計		9,220		2,963,159.00 (41,780,541)
デンマーククローネ	ROCKWOOL A/S-B SHS	2,646	318.60	843,015.60
	A P MOLLER - MAERSK A/S - B	36	12,795.00	460,620.00
	GENMAB A/S	406	1,320.00	535,920.00
	NOVO NORDISK A/S-B	4,427	438.70	1,942,124.90
	DANSKE BANK A/S	3,218	254.00	817,372.00

デンマーククローネ 小計	10,733		4,599,052.50 (100,581,278)
合 計	595,221		2,301,201,441 (2,301,201,441)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	投資証券	KLEPIERRE	2,818	95,022.96	
ユーロ合計			2,818	95,022.96 (15,500,145)	
イギリス ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	8,416	50,790.56	
イギリスポンド合計			8,416	50,790.56 (9,857,939)	
合 計				25,358,084 (25,358,084)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 1銘柄	0.4%		0.4%
ユーロ	株式 69銘柄	50.5%		51.8%
	投資証券 1銘柄		0.7%	0.7%
イギリスポンド	株式 26銘柄	20.3%		20.8%
	投資証券 1銘柄		0.4%	0.4%
スイスフラン	株式 15銘柄	13.7%		14.0%
スウェーデンクローナ	株式 9銘柄	5.6%		5.8%
ノルウェークローネ	株式 3銘柄	1.8%		1.8%
デンマーククローネ	株式 5銘柄	4.2%		4.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（2025年 5月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	41,819,074	-	44,254,456	2,435,382
	合計	41,819,074	-	44,254,456	2,435,382

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

（2025年 5月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	10,725,359	-	10,743,840	18,481
	ユーロ	6,515,116	-	6,524,476	9,360
	イギリスポンド	1,936,218	-	1,940,694	4,476
	スイスフラン	1,388,872	-	1,391,608	2,736
	スウェーデンクローナ	448,545	-	449,682	1,137
	デンマーククローネ	436,608	-	437,380	772
	合計	10,725,359	-	10,743,840	18,481

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

明治安田日本債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年 5月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	475,764,371
国債証券	16,495,225,450
特殊債券	775,503,733
社債券	17,514,581,900
未収入金	1,874,283,160
未収利息	128,676,012
前払費用	20,673,236
流動資産合計	37,284,707,862
資産合計	37,284,707,862
負債の部	
流動負債	
未払金	1,862,340,640
流動負債合計	1,862,340,640
負債合計	1,862,340,640
純資産の部	
元本等	
元本	26,342,111,858
剰余金	
剰余金又は欠損金()	9,080,255,364
元本等合計	35,422,367,222
純資産合計	35,422,367,222
負債純資産合計	37,284,707,862

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2025年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年 5月21日
期首元本額	25,460,015,087円
期末元本額	26,342,111,858円
期中追加設定元本額	1,608,746,182円
期中一部解約元本額	726,649,411円
元本の内訳	
明治安田日本債券ファンド	23,639,394,163円
明治安田ライフプランファンド20	649,003,733円
明治安田ライフプランファンド50	516,098,543円
明治安田ライフプランファンド70	228,868,190円
資産形成ファンド	1,257,050,720円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	2,349,965円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	32,569,926円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	8,317,852円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	8,458,766円
2. 1口当たり純資産額	1.3447円
(10,000口当たり純資産額)	(13,447円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第460回利付国債2年	25,000,000	24,938,750	
	第462回利付国債2年	100,000,000	99,767,000	
	第472回利付国債2年	32,000,000	31,984,640	
	第8回利付国債40年	265,000,000	183,250,150	
	第10回利付国債40年	416,000,000	238,430,400	
	第11回利付国債40年	40,000,000	21,679,600	
	第12回利付国債40年	125,000,000	58,607,500	
	第13回利付国債40年	33,000,000	15,112,350	
	第14回利付国債40年	78,000,000	37,944,660	
	第17回利付国債40年	958,000,000	741,405,780	
	第367回利付国債10年	85,000,000	79,529,400	
	第370回利付国債10年	109,000,000	103,022,440	
	第378回利付国債10年	1,606,000,000	1,590,196,960	
	第32回利付国債30年	43,000,000	43,972,230	
	第44回利付国債30年	49,000,000	43,048,950	
	第46回利付国債30年	377,000,000	316,729,010	
	第48回利付国債30年	19,000,000	15,533,260	
	第50回利付国債30年	126,000,000	90,003,060	
	第51回利付国債30年	200,000,000	125,952,000	
	第52回利付国債30年	135,000,000	88,730,100	
	第55回利付国債30年	252,000,000	174,419,280	
	第57回利付国債30年	200,000,000	136,714,000	
	第60回利付国債30年	364,000,000	250,482,960	
	第67回利付国債30年	160,000,000	96,795,200	
	第68回利付国債30年	507,000,000	304,458,570	
	第69回利付国債30年	168,000,000	103,115,040	
第71回利付国債30年	203,000,000	122,735,830		

	第72回利付国債30年	485,000,000	291,121,250
	第74回利付国債30年	489,000,000	316,994,250
	第75回利付国債30年	726,000,000	508,882,440
	第79回利付国債30年	77,000,000	51,625,420
	第82回利付国債30年	250,000,000	194,307,500
	第83回利付国債30年	474,000,000	404,118,180
	第85回利付国債30年	637,000,000	553,661,290
	第86回利付国債30年	296,000,000	262,868,720
	第165回利付国債20年	22,000,000	18,406,300
	第167回利付国債20年	447,000,000	368,681,130
	第168回利付国債20年	1,220,000,000	984,003,200
	第170回利付国債20年	200,000,000	156,372,000
	第171回利付国債20年	755,000,000	585,615,750
	第172回利付国債20年	186,000,000	145,470,600
	第173回利付国債20年	174,000,000	135,013,560
	第174回利付国債20年	518,000,000	398,740,860
	第176回利付国債20年	728,000,000	560,953,120
	第177回利付国債20年	528,000,000	396,491,040
	第178回利付国債20年	484,000,000	367,046,240
	第179回利付国債20年	445,000,000	334,964,850
	第180回利付国債20年	205,000,000	161,704,000
	第181回利付国債20年	265,000,000	211,334,850
	第183回利付国債20年	500,000,000	429,670,000
	第185回利付国債20年	1,341,000,000	1,083,595,050
	第186回利付国債20年	400,000,000	344,940,000
	第187回利付国債20年	166,000,000	137,667,120
	第189回利付国債20年	53,000,000	48,329,640
	第191回利付国債20年	1,407,000,000	1,295,762,580
	第192回利付国債20年	621,000,000	608,325,390
	国債証券 合計	20,774,000,000	16,495,225,450
特殊債券	第1回アフリカ輸出入銀行円貨債券	600,000,000	599,076,000
	第134回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	135,240,000	119,001,733
	第277回住宅金融支援機構債券	100,000,000	57,426,000
	特殊債券 合計	835,240,000	775,503,733
社債券	第9回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（劣後特約付）	700,000,000	689,194,800
	第1回フォルヴィア・エス・イー円貨社債	200,000,000	199,134,000
	第3回積水ハウス無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	98,017,500
	楽天グループユーロ円債29/04/24	900,000,000	960,733,800

アフラック変動利付ユーロ円債 4 7 / 1 0 / 2 3	100,000,000	99,595,500	
第 2 回アフラック生命保険(劣後特約付)	200,000,000	198,969,000	
第 4 回住友生命第 1 回劣後ローン流動化永久社債 (劣後特約付)	100,000,000	99,373,700	
第 4 回ヒューリック無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	96,023,800	
第 7 回ヒューリック無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	200,184,400	
第 3 回東急不動産ホールディングス無担保社債(劣 後特約付)	200,000,000	201,183,800	
第 1 回住友化学無担保社債(劣後特約付)	800,000,000	759,003,200	
第 3 回住友化学無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	207,281,600	
第 2 回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)	1,100,000,000	1,090,691,800	
第 1 8 回楽天グループ無担保社債	400,000,000	342,352,000	
第 3 回 E N E O S ホールディングス無担保社債(劣 後特約付)	500,000,000	414,513,500	
第 5 回 E N E O S ホールディングス無担保社債(劣 後特約付)	400,000,000	384,466,400	
第 5 回日本製鉄無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	97,211,400	
第 6 回日本製鉄無担保社債(劣後特約付)	600,000,000	574,271,400	
第 4 回 D M G 森精機無担保永久社債(劣後特約付)	500,000,000	489,789,500	
第 2 回パナソニック無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	483,811,000	
第 3 回パナソニック無担保社債(劣後特約付)	800,000,000	735,975,200	
第 2 回かんぽ生命無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	377,496,400	
第 3 回かんぽ生命無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	191,536,000	
第 1 0 回長瀬産業無担保社債	100,000,000	96,740,000	
第 1 3 回三井住友フィナンシャルグループ無担保永 久社債(劣後特約付)	300,000,000	299,066,400	
第 1 5 回みずほフィナンシャルグループ無担保永久 社債(劣後特約付)	400,000,000	396,595,600	
第 3 回東京センチュリー無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	96,823,300	
第 4 回東京センチュリー無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	198,526,200	
第 3 回大和証券グループ本社無担保永久社債(劣後 特約付)	400,000,000	396,852,400	
第 3 回野村ホールディングス無担保永久社債(劣後 特約付)	400,000,000	399,096,400	
第 7 3 回三井不動産無担保社債	100,000,000	87,395,000	
第 3 回東京建物無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	184,669,800	
第 1 1 2 回東武鉄道無担保社債	200,000,000	170,770,000	
第 1 4 4 回東日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	55,956,000	
第 1 5 6 回東日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	46,656,000	
第 1 6 6 回東日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	114,668,000	
第 5 0 回西日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	67,533,000	

第67回西日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	116,674,000	
第68回西日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	95,000,000	
第71回西日本旅客鉄道無担保社債	400,000,000	193,712,000	
第76回西日本旅客鉄道無担保社債	300,000,000	171,726,000	
第77回西日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	46,886,000	
第54回東京地下鉄(一般担保付)	200,000,000	96,322,000	
第43回南海電気鉄道無担保社債	200,000,000	167,886,000	
第54回名古屋鉄道無担保社債	200,000,000	170,038,000	
第1回商船三井無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	200,165,800	
第11回横浜高速鉄道無担保社債	100,000,000	90,483,000	
第1回日本航空無担保永久社債(劣後特約付)	200,000,000	199,923,800	
第18回光通信無担保社債	500,000,000	459,680,000	
第30回光通信無担保社債	100,000,000	92,493,000	
第31回光通信無担保社債	400,000,000	321,140,000	
第8回GMOインターネット無担保社債	200,000,000	195,944,000	
第11回GMOインターネット無担保社債	100,000,000	98,538,000	
第328回北陸電力(一般担保付)	400,000,000	344,312,000	
第332回北陸電力(一般担保付)	400,000,000	332,740,000	
第563回東北電力(一般担保付)	100,000,000	93,673,000	
第569回東北電力(一般担保付)	100,000,000	96,673,000	
第530回九州電力(一般担保付)	100,000,000	95,496,000	
第62回電源開発無担保社債	400,000,000	340,696,000	
第32回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	200,000,000	182,270,000	
第46回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	85,927,000	
第69回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	300,000,000	289,845,000	
第76回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	200,000,000	189,240,000	
第51回東京瓦斯無担保社債	100,000,000	59,077,000	
第61回ソフトバンクグループ無担保社債	300,000,000	294,753,000	
第3回ソフトバンクグループ無担保社債(劣後特約付)	300,000,000	291,033,000	
第4回ソフトバンクグループ無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	200,522,400	
第5回ソフトバンクグループ無担保社債(劣後特約付)	300,000,000	299,555,100	
社債券 合計	19,300,000,000	17,514,581,900	
合計	40,909,240,000	34,785,311,083	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年 5月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	2,295,677
コール・ローン	3,712,027
国債証券	1,056,080,671
社債券	116,020,612
派生商品評価勘定	84,250
未収入金	23,284,754
未収利息	9,686,532
前払費用	1,752,217
流動資産合計	1,212,916,740
資産合計	1,212,916,740
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	131,486
未払金	17,057,904
未払解約金	3,440,000
流動負債合計	20,629,390
負債合計	20,629,390
純資産の部	
元本等	
元本	330,980,838
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	861,306,512
元本等合計	1,192,287,350
純資産合計	1,192,287,350
負債純資産合計	1,212,916,740

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2025年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年 5月21日
期首元本額	330,134,692円
期末元本額	330,980,838円
期中追加設定元本額	35,040,303円
期中一部解約元本額	34,194,157円
元本の内訳	
明治安田外国債券ファンド	38,502,232円
明治安田ライフプランファンド20	59,891,660円
明治安田ライフプランファンド50	93,225,478円
明治安田ライフプランファンド70	51,725,016円
フコク株25大河	27,746,385円
フコク株50大河	49,489,223円
明治安田VA外国債券ファンド（適格機関投資家専用）	4,073,141円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	2,995,361円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	1,464,031円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	1,868,311円
2. 1口当たり純資産額	3.6023円
(10,000口当たり純資産額)	(36,023円)

（注）*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	45,000.00	37,687.50		
		US TREASURY N/B 0.75%	30,000.00	27,548.43		
		US TREASURY N/B 1.875%	135,000.00	90,502.73		
		US TREASURY N/B 2.375%	333,000.00	205,783.59		
		US TREASURY N/B 2.5%	145,000.00	99,483.59		
		US TREASURY N/B 2.875%	70,000.00	52,636.71		
		US TREASURY N/B 3.625%	70,000.00	55,835.93		
		US TREASURY N/B 3.75%	100,000.00	99,566.40		
		US TREASURY N/B 3.75%	512,000.00	504,320.00		
		US TREASURY N/B 3.875%	169,000.00	163,188.56		
		US TREASURY N/B 3%	210,000.00	152,266.40		
		US TREASURY N/B 4.125%	560,000.00	562,275.00		
		US TREASURY N/B 4.25%	129,000.00	129,539.16		
		US TREASURY N/B 4.625%	520,000.00	532,106.24		
		US TREASURY N/B 4.625%	150,000.00	152,009.76		
		US TREASURY N/B 4.875%	300,000.00	308,437.50		
		US TREASURY N/B 4%	180,000.00	179,760.93		
		国債証券 小計		3,658,000.00	3,352,948.43 (487,250,465)	
		社債券	BANCO SANTANDER 4.379%	200,000.00	197,512.94	
			MORGAN STANLEY 3.591%	100,000.00	97,440.00	
	WESTPAC BANKING 4.322%		80,000.00	78,920.00		
	社債券 小計		380,000.00	373,872.94 (54,331,215)		
米ドル合計			4,038,000.00	3,726,821.37 (541,581,680)		

カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 1.0%	85,000.00	82,471.25	
		CANADA-GOV'T 1.25%	18,000.00	16,690.68	
		CANADA-GOV'T 2.25%	17,000.00	16,518.90	
		CANADA-GOV'T 2%	85,000.00	63,050.45	
		CANADA-GOV'T 5.75%	40,000.00	44,610.80	
カナダドル合計			245,000.00	223,342.08	(23,245,443)
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	1,200,000.00	1,147,291.20	
メキシコペソ合計			1,200,000.00	1,147,291.20	(8,637,152)

ユーロ	国債証券	BELGIAN 0291 5.5%	35,000.00	38,265.50			
		BTPS 0.45%	43,000.00	40,088.90			
		BTPS 0.95%	195,000.00	169,279.50			
		BTPS 1.45%	32,000.00	25,923.20			
		BTPS 2.45%	40,000.00	29,104.00			
		BTPS 3.85%	90,000.00	93,033.00			
		BTPS 4.1%	70,000.00	74,109.00			
		BTPS 4.1%	30,000.00	29,904.00			
		DEUTSCHLAND REP 1.25%	38,000.00	27,095.14			
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	110,000.00	109,301.50			
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	20,000.00	17,982.60			
		DEUTSCHLAND REP 4%	20,000.00	22,547.60			
		FRANCE O.A.T. 0.5%	40,000.00	25,640.00			
		FRANCE O.A.T. 0.75%	75,000.00	36,052.50			
		FRANCE O.A.T. 0%	150,000.00	130,005.00			
		FRANCE O.A.T. 0%	86,000.00	70,580.20			
		FRANCE O.A.T. 1.75%	30,000.00	24,054.00			
		FRANCE O.A.T. 2.75%	201,000.00	203,110.50			
		FRANCE O.A.T. 3%	57,000.00	56,099.40			
		IRISH GOVT 2.4%	20,000.00	20,000.00			
		NETHERLANDS GOVT 0.5%	100,000.00	70,230.00			
		NETHERLANDS GOVT 2.5%	155,000.00	152,396.00			
		SPANISH GOV'T 1.4%	105,000.00	102,831.75			
		SPANISH GOV'T 3.1%	33,000.00	33,709.50			
		SPANISH GOV'T 3.45%	60,000.00	52,524.00			
		SPANISH GOV'T 3.55%	145,000.00	150,626.00			
			国債証券 小計	1,980,000.00	1,804,492.79	(294,348,863)	
			社債券	DEUTSCHE BANK AG 4%	100,000.00	100,300.00	
	ING GROEP NV 4.375%	100,000.00		102,060.00			
	LLOYDS BK GR PLC 4%	170,000.00		170,085.00			
	社債券 小計	370,000.00	372,445.00	(60,753,228)			
ユーロ合計		2,350,000.00	2,176,937.79	(355,102,091)			

イギリス ポンド	国債証券	TREASURY 3.25%	10,000.00	7,613.00		
		TREASURY 4.25%	73,000.00	73,759.20		
		TREASURY 4.5%	118,000.00	117,362.80		
		UK TSY GILT 0.125%	40,000.00	36,316.00		
		UK TSY GILT 1.75%	185,000.00	96,884.50		
イギリスポンド合計			426,000.00	331,935.50	(64,425,361)	
スウェー デンク ローナ	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 0.75%	90,000.00	86,977.80		
		SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	70,000.00	77,764.40		
スウェーデンクローナ合計			160,000.00	164,742.20	(2,469,485)	
ノル ウェーク ローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.375%	140,000.00	123,746.00		
ノルウェークローネ合計			140,000.00	123,746.00	(1,744,818)	
ポーラ ンドズ ロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	200,000.00	184,000.00		
ポーランドズロチ合計			200,000.00	184,000.00	(7,060,080)	
オース トラリ アド ル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 1.75%	30,000.00	15,410.67		
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	58,000.00	56,254.02		
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	70,000.00	59,836.00		
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	7,000.00	6,888.35		
	国債証券 小計		165,000.00	138,389.04	(12,969,820)	
	社債券	AURIZON HOLDINGS 6.3%	10,000.00	9,989.00		
	社債券 小計		10,000.00	9,989.00	(936,169)	
オーストラリアドル合計			175,000.00	148,378.04	(13,905,989)	
ニュー ジーラ ンド ドル	国債証券	NEW ZEALAND GVT 0.5%	30,000.00	29,017.50		
ニュージーランドドル合計			30,000.00	29,017.50	(2,498,987)	
シンガ ポール ドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T 2.875%	40,000.00	41,160.00		
シンガポールドル合計			40,000.00	41,160.00	(4,615,682)	

マレーシア リングgit	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.899%	205,000.00	208,421.86
マレーシアリングgit合計			205,000.00	208,421.86 (7,050,140)
イスラエル シケル	国債証券	(DIRTY) ISRAEL FIXED 1%	130,000.00	111,904.00
イスラエルシケル合計			130,000.00	111,904.00 (4,607,703)
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.52%	3,560,000.00	3,770,741.32
		CHINA GOVT BOND 2.55%	2,860,000.00	2,943,483.40
人民元合計			6,420,000.00	6,714,224.72 (135,156,672)
合計				1,172,101,283 (1,172,101,283)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	国債証券 17銘柄	40.9%	41.7%
	社債券 3銘柄	4.6%	4.6%
カナダドル	国債証券 5銘柄	1.9%	2.0%
メキシコペソ	国債証券 1銘柄	0.7%	0.7%
ユーロ	国債証券 26銘柄	24.7%	25.1%
	社債券 3銘柄	5.1%	5.2%
イギリスポンド	国債証券 5銘柄	5.4%	5.5%
スウェーデンクローナ	国債証券 2銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.1%	0.1%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券 4銘柄	1.1%	1.1%
	社債券 1銘柄	0.1%	0.1%
ニュージーランドドル	国債証券 1銘柄	0.2%	0.2%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリングgit	国債証券 1銘柄	0.6%	0.6%
イスラエルシケル	国債証券 1銘柄	0.4%	0.4%

人民元	国債証券	2銘柄	11.3%	11.5%
-----	------	-----	-------	-------

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（2025年 5月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	61,979,852	-	62,064,102	84,250
	米ドル	14,501,317	-	14,509,265	7,948
	イギリスポンド	11,767,998	-	11,792,672	24,674
	オーストラリアドル	35,710,537	-	35,762,165	51,628
	売建	68,112,573	-	68,244,059	131,486
	米ドル	53,890,754	-	54,008,842	118,088
	カナダドル	11,829,210	-	11,838,045	8,835
	イギリスポンド	2,392,609	-	2,397,172	4,563
	合計	130,092,425	-	130,308,161	47,236

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期中間計算期間（2025年5月21日から2025年11月20日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【明治安田ライフプランファンド20】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第25期計算期間末 2025年 5月20日現在	第26期中間計算期間末 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	61,369,230	51,904,879
親投資信託受益証券	1,379,997,797	1,450,442,238
未収入金	460,000	-
未収利息	763	646
流動資産合計	1,441,827,790	1,502,347,763
資産合計	1,441,827,790	1,502,347,763
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,743,228	-
未払解約金	384,345	50,457
未払受託者報酬	393,935	410,408
未払委託者報酬	6,358,121	6,623,869
その他未払費用	31,455	32,764
流動負債合計	18,911,084	7,117,498
負債合計	18,911,084	7,117,498
純資産の部		
元本等		
元本	1,067,566,229	1,075,136,689
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	355,350,477	420,093,576
（分配準備積立金）	112,468,628	107,651,279
元本等合計	1,422,916,706	1,495,230,265
純資産合計	1,422,916,706	1,495,230,265
負債純資産合計	1,441,827,790	1,502,347,763

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期中間計算期間 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日	第26期中間計算期間 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	35,719	111,170
有価証券売買等損益	6,251,449	69,524,441
営業収益合計	6,287,168	69,635,611
営業費用		
受託者報酬	413,645	410,408
委託者報酬	6,753,804	6,623,869
その他費用	33,030	32,764
営業費用合計	7,200,479	7,067,041
営業利益又は営業損失 ()	913,311	62,568,570
経常利益又は経常損失 ()	913,311	62,568,570
中間純利益又は中間純損失 ()	913,311	62,568,570
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	492,814	1,955,762
期首剰余金又は期首欠損金 ()	422,277,387	355,350,477
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,586,419	19,895,723
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,586,419	19,895,723
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,957,052	15,765,432
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	40,957,052	15,765,432
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	411,486,257	420,093,576

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、2025年5月21日から2025年11月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第25期計算期間末 2025年5月20日現在		第26期中間計算期間末 2025年11月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,067,566,229口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,075,136,689口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3329円 (13,329円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3907円 (13,907円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25期中間計算期間 自 2024年5月21日 至 2024年11月20日	第26期中間計算期間 自 2025年5月21日 至 2025年11月20日
<p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額</p> <p>(明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%</p> <p>上記、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。</p>	<p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 該当事項はありません。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第25期計算期間末 2025年5月20日現在	第26期中間計算期間末 2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。	有価証券 売買目的有価証券 同左

	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりません。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
--	---	---------------------------

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(その他の注記)
元本の移動

(単位：円)

	第25期計算期間 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期中間計算期間 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	1,089,231,055円	1,067,566,229円
期中追加設定元本額	135,135,592円	54,841,139円
期中一部解約元本額	156,800,418円	47,270,679円

【明治安田ライフプランファンド50】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第25期計算期間末 2025年 5月20日現在	第26期中間計算期間末 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	96,858,606	91,172,751
親投資信託受益証券	2,185,780,146	2,459,314,003
未収入金	560,000	730,000
未収利息	1,205	1,136
流動資産合計	2,283,199,957	2,551,217,890
資産合計	2,283,199,957	2,551,217,890
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,583,956	-
未払解約金	551,640	1,525,879
未払受託者報酬	864,377	936,501
未払委託者報酬	12,718,563	13,779,860
その他未払費用	74,023	80,209
流動負債合計	29,792,559	16,322,449
負債合計	29,792,559	16,322,449
純資産の部		
元本等		
元本	1,298,663,021	1,323,524,495
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	954,744,377	1,211,370,946
（分配準備積立金）	529,945,145	510,095,495
元本等合計	2,253,407,398	2,534,895,441
純資産合計	2,253,407,398	2,534,895,441
負債純資産合計	2,283,199,957	2,551,217,890

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期中間計算期間 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日	第26期中間計算期間 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	55,267	184,466
有価証券売買等損益	21,433,476	251,893,857
営業収益合計	21,488,743	252,078,323
営業費用		
受託者報酬	869,627	936,501
委託者報酬	13,242,650	13,779,860
その他費用	74,479	80,209
営業費用合計	14,186,756	14,796,570
営業利益又は営業損失（ ）	7,301,987	237,281,753
経常利益又は経常損失（ ）	7,301,987	237,281,753
中間純利益又は中間純損失（ ）	7,301,987	237,281,753
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,602,158	5,350,791
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	954,184,022	954,744,377
剰余金増加額又は欠損金減少額	80,421,765	61,845,223
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	80,421,765	61,845,223
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,692,320	37,149,616
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	56,692,320	37,149,616
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	986,817,612	1,211,370,946

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当中間計算期間は、2025年 5月21日から2025年11月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第25期計算期間末 2025年 5月20日現在		第26期中間計算期間末 2025年11月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,298,663,021口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,323,524,495口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.7352円 (17,352円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.9153円 (19,153円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25期中間計算期間 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日	第26期中間計算期間 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% 上記、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第25期計算期間末 2025年 5月20日現在	第26期中間計算期間末 2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。	有価証券 売買目的有価証券 同左

	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりません。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
--	---	---------------------------

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位:円)

	第25期計算期間 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期中間計算期間 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	1,269,125,533円	1,298,663,021円
期中追加設定元本額	165,178,978円	75,256,382円
期中一部解約元本額	135,641,490円	50,394,908円

【明治安田ライフプランファンド70】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第25期計算期間末 2025年 5月20日現在	第26期中間計算期間末 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	81,150,356	81,871,869
親投資信託受益証券	1,843,705,384	2,158,490,404
未収入金	740,000	7,010,000
未収利息	1,009	1,020
流動資産合計	1,925,596,749	2,247,373,293
資産合計	1,925,596,749	2,247,373,293
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,699,332	-
未払解約金	1,059,670	8,701,516
未払受託者報酬	819,275	925,151
未払委託者報酬	11,623,428	13,125,473
その他未払費用	102,353	115,580
流動負債合計	25,304,058	22,867,720
負債合計	25,304,058	22,867,720
純資産の部		
元本等		
元本	974,944,375	1,003,924,317
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	925,348,316	1,220,581,256
（分配準備積立金）	497,655,638	470,009,420
元本等合計	1,900,292,691	2,224,505,573
純資産合計	1,900,292,691	2,224,505,573
負債純資産合計	1,925,596,749	2,247,373,293

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期中間計算期間 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日	第26期中間計算期間 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	45,684	161,428
有価証券売買等損益	24,106,403	280,655,020
営業収益合計	24,152,087	280,816,448
営業費用		
受託者報酬	815,981	925,151
委託者報酬	12,128,680	13,125,473
その他費用	101,930	115,580
営業費用合計	13,046,591	14,166,204
営業利益又は営業損失()	11,105,496	266,650,244
経常利益又は経常損失()	11,105,496	266,650,244
中間純利益又は中間純損失()	11,105,496	266,650,244
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	663,807	9,005,878
期首剰余金又は期首欠損金()	911,065,286	925,348,316
剰余金増加額又は欠損金減少額	73,165,152	92,129,743
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73,165,152	92,129,743
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,294,969	54,541,169
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,294,969	54,541,169
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	905,704,772	1,220,581,256

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当中間計算期間は、2025年 5月21日から2025年11月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第25期計算期間末 2025年 5月20日現在		第26期中間計算期間末 2025年11月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	974,944,375口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,003,924,317口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.9491円 (19,491円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.2158円 (22,158円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25期中間計算期間 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日	第26期中間計算期間 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% 上記、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第25期計算期間末 2025年 5月20日現在	第26期中間計算期間末 2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。	有価証券 売買目的有価証券 同左

	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
--	--	---------------------------

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（その他の注記）
元本の移動

（単位：円）

	第25期計算期間 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期中間計算期間 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	978,627,320円	974,944,375円
期中追加設定元本額	138,436,140円	86,194,189円
期中一部解約元本額	142,119,085円	57,214,247円

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	58,511,327
株式	5,202,744,310
未収入金	316,967,484
未収配当金	48,650,569
未収利息	729
流動資産合計	5,626,874,419
資産合計	5,626,874,419
負債の部	
流動負債	
未払金	318,254,599
未払解約金	280,000
流動負債合計	318,534,599
負債合計	318,534,599
純資産の部	
元本等	
元本	1,760,616,596
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,547,723,224
元本等合計	5,308,339,820
純資産合計	5,308,339,820
負債純資産合計	5,626,874,419

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2025年11月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年 5月21日
期首元本額	1,905,290,612円
期末元本額	1,760,616,596円
期中追加設定元本額	56,184,931円
期中一部解約元本額	200,858,947円
元本の内訳	
明治安田日本株式ファンド	506,385,084円
明治安田ライフプランファンド20	76,498,956円
明治安田ライフプランファンド50	258,869,420円
明治安田ライフプランファンド70	296,162,411円
資産形成ファンド	604,811,289円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	3,650,378円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	3,951,053円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	10,288,005円
2. 1口当たり純資産額	3.0150円
(10,000口当たり純資産額)	(30,150円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田アメリカ株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	29,735,520
コール・ローン	22,680,603
株式	6,093,905,251
投資証券	125,057,063
未収配当金	3,089,063
未収利息	282
差入委託証拠金	39,778,358
流動資産合計	6,314,246,140
資産合計	6,314,246,140
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	688,184
未払解約金	7,020,000
流動負債合計	7,708,184
負債合計	7,708,184
純資産の部	
元本等	
元本	622,849,131
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	5,683,688,825
元本等合計	6,306,537,956
純資産合計	6,306,537,956
負債純資産合計	6,314,246,140

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（その他の注記）

2025年11月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年 5月21日
期首元本額	648,663,694円
期末元本額	622,849,131円
期中追加設定元本額	17,478,268円
期中一部解約元本額	43,292,831円
元本の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	330,939,239円
明治安田ライフプランファンド 2 0	3,816,908円

明治安田ライフプランファンド50	25,757,507円
明治安田ライフプランファンド70	33,108,415円
フコク株25大河	12,468,189円
フコク株50大河	36,430,612円
フコク株75大河	61,528,006円
資産形成ファンド	108,731,217円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	8,345,195円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	181,467円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	399,266円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,143,110円
2. 1口当たり純資産額	10.1253円
(10,000口当たり純資産額)	(101,253円)

(注) *は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田欧州株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	29,004,380
コール・ローン	37,508,693
株式	2,589,226,117
投資証券	43,312,908
派生商品評価勘定	1,876,869
未収配当金	2,614,942
未収利息	467
差入委託証拠金	29,170,628
流動資産合計	2,732,715,004
資産合計	2,732,715,004
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	342,733
未払解約金	3,220,000
流動負債合計	3,562,733
負債合計	3,562,733
純資産の部	
元本等	
元本	559,216,308
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,169,935,963
元本等合計	2,729,152,271
純資産合計	2,729,152,271
負債純資産合計	2,732,715,004

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（その他の注記）

2025年11月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年 5月21日
期首元本額	552,856,310円
期末元本額	559,216,308円
期中追加設定元本額	61,932,319円
期中一部解約元本額	55,572,321円
元本の内訳	
明治安田欧州株式ファンド	221,393,214円
明治安田ライフプランファンド20	7,835,880円

明治安田ライフプランファンド50	52,509,102円
明治安田ライフプランファンド70	67,972,367円
フコク株25大河	17,064,487円
フコク株50大河	49,447,117円
フコク株75大河	83,178,069円
資産形成ファンド	49,591,099円
明治安田VA欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	6,692,466円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	374,627円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	807,335円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	2,350,545円
2. 1口当たり純資産額	4.8803円
(10,000口当たり純資産額)	(48,803円)

(注) *は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田日本債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	598,645,923
国債証券	14,363,709,190
特殊債券	1,768,556,418
社債券	18,590,000,400
未収入金	841,869,670
未収利息	148,743,788
前払費用	20,012,652
流動資産合計	36,331,538,041
資産合計	36,331,538,041
負債の部	
流動負債	
未払金	1,053,237,560
流動負債合計	1,053,237,560
負債合計	1,053,237,560
純資産の部	
元本等	
元本	26,582,908,006
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	8,695,392,475
元本等合計	35,278,300,481
純資産合計	35,278,300,481
負債純資産合計	36,331,538,041

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（その他の注記）

2025年11月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年 5月21日
期首元本額	26,342,111,858円
期末元本額	26,582,908,006円
期中追加設定元本額	613,098,308円
期中一部解約元本額	372,302,160円
元本の内訳	
明治安田日本債券ファンド	23,616,591,208円
明治安田ライフプランファンド20	685,787,206円
明治安田ライフプランファンド50	583,202,793円
明治安田ライフプランファンド70	281,013,514円
資産形成ファンド	1,364,282,035円
明治安田VA日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	1,971,506円
明治安田VALライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	32,136,339円
明治安田VALライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	8,747,130円
明治安田VALライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	9,176,275円
2. 1口当たり純資産額	1.3271円
（10,000口当たり純資産額）	（13,271円）

（注）*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	4,183,673
コール・ローン	6,752,325
国債証券	1,220,075,462
社債券	109,473,086
派生商品評価勘定	4,992,894
未収入金	190,886
未収利息	8,962,161
前払費用	3,164,170
流動資産合計	1,357,794,657
資産合計	1,357,794,657
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,295,911
未払金	56,985
未払解約金	2,570,000
流動負債合計	6,922,896
負債合計	6,922,896
純資産の部	
元本等	
元本	336,437,378
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,014,434,383
元本等合計	1,350,871,761
純資産合計	1,350,871,761
負債純資産合計	1,357,794,657

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2025年11月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年 5月21日
期首元本額	330,980,838円
期末元本額	336,437,378円
期中追加設定元本額	13,079,812円
期中一部解約元本額	7,623,272円
元本の内訳	
明治安田外国債券ファンド	38,504,525円
明治安田ライフプランファンド20	57,979,902円
明治安田ライフプランファンド50	96,580,898円
明治安田ライフプランファンド70	56,203,807円
フコク株25大河	26,439,499円
フコク株50大河	50,508,860円
明治安田VA外国債券ファンド(適格機関投資家専用)	4,056,256円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	2,754,699円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	1,476,323円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,932,609円
2. 1口当たり純資産額	4.0152円
(10,000口当たり純資産額)	(40,152円)

(注) *は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】 （2025年11月28日現在）

【純資産額計算書】

明治安田ライフプランファンド20

資産総額	1,510,421,727円
負債総額	3,248,047円
純資産総額（ - ）	1,507,173,680円
発行済口数	1,076,026,761口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4007円
（1万口当たり純資産額）	（14,007円）

明治安田ライフプランファンド50

資産総額	2,580,487,171円
負債総額	4,140,052円
純資産総額（ - ）	2,576,347,119円
発行済口数	1,327,412,369口
1口当たり純資産額（ / ）	1.9409円
（1万口当たり純資産額）	（19,409円）

明治安田ライフプランファンド70

資産総額	2,271,190,161円
負債総額	1,518,791円
純資産総額（ - ）	2,269,671,370円
発行済口数	1,007,020,702口
1口当たり純資産額（ / ）	2.2538円
（1万口当たり純資産額）	（22,538円）

（参考）

純資産額計算書

明治安田日本株式マザーファンド

資産総額	5,429,465,686円
負債総額	8,250,000円
純資産総額（ - ）	5,421,215,686円
発行済口数	1,756,017,963口
1口当たり純資産額（ / ）	3.0872円
（1万口当たり純資産額）	（30,872円）

明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産総額	6,530,410,497円
負債総額	76,592,648円
純資産総額（ - ）	6,453,817,849円
発行済口数	624,150,056口
1口当たり純資産額（ / ）	10.3402円
（1万口当たり純資産額）	（103,402円）

明治安田欧州株式マザーファンド

資産総額	2,888,094,750円
負債総額	89,580,928円
純資産総額（ - ）	2,798,513,822円
発行済口数	559,621,025口
1口当たり純資産額（ / ）	5.0007円
（1万口当たり純資産額）	（50,007円）

明治安田日本債券マザーファンド

資産総額	37,150,824,130円
負債総額	1,710,164,320円
純資産総額（ - ）	35,440,659,810円
発行済口数	26,630,124,497口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3308円
（1万口当たり純資産額）	（13,308円）

明治安田外国債券マザーファンド

資産総額	1,569,381,005円
負債総額	214,609,803円
純資産総額（ - ）	1,354,771,202円
発行済口数	335,692,444口
1口当たり純資産額（ / ）	4.0358円
（1万口当たり純資産額）	（40,358円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。
4. プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年11月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	154 本	1,879,681,252,715 円
	単位型	21 本	416,164,712,354 円
公社債投資信託	単位型	17 本	24,919,048,308 円
合計		192 本	2,320,765,013,377 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,955,345	9,552,621
前払費用	173,318	234,646
未収委託者報酬	1,835,703	1,826,296
未収運用受託報酬	431,223	405,189
未収投資助言報酬	9,464	2,915
その他	8,832	4,723
流動資産合計	11,413,886	12,026,392
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 557,378	¹ 507,278
器具備品	¹ 241,461	¹ 163,332
建設仮勘定	-	5,198
有形固定資産合計	798,839	675,809
無形固定資産		
ソフトウェア	241,134	184,197
ソフトウェア仮勘定	2,431	-
無形固定資産合計	243,565	184,197
投資その他の資産		
投資有価証券	3,966	1,913
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	3,658	1,624
前払年金費用	474,192	505,299
繰延税金資産	6,588	-
投資その他の資産合計	788,405	808,836
固定資産合計	1,830,811	1,668,843
資産合計	13,244,698	13,695,236

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,536,275	2,114,281
未払金	1,152,842	1,123,545
未払手数料	694,754	719,561
その他未払金	458,087	403,984
未払費用	53,232	46,646
未払法人税等	253,325	196,044
未払消費税等	122,386	116,556
賞与引当金	191,394	196,498
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	3,313,856	3,797,972
固定負債		
資産除去債務	229,016	229,506
繰延税金負債	-	28,269
固定負債合計	229,016	257,775
負債合計	3,542,873	4,055,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,012,023	1,949,722
利益剰余金合計	5,187,064	5,124,763
株主資本合計	9,701,848	9,639,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	59
評価・換算差額等合計	23	59
純資産合計	9,701,824	9,639,487
負債・純資産合計	13,244,698	13,695,236

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,393,214	8,777,428
受入手数料	40,555	45,394
運用受託報酬	2,510,105	2,378,824
投資助言報酬	59,261	21,832
その他収益	12,000	12,000
営業収益合計	11,015,136	11,235,478
営業費用		
支払手数料	2,517,590	2,660,380
広告宣伝費	41,242	36,916
公告費	1,000	450
調査費	2,550,720	2,547,977
調査費	1,131,594	1,225,558
委託調査費	1,419,125	1,322,418
委託計算費	484,829	494,351
営業雑経費	136,903	121,497
通信費	17,625	15,212
印刷費	100,775	86,903
協会費	10,503	11,119
諸会費	7,999	8,261
営業雑費	0	0
営業費用合計	5,732,285	5,861,573
一般管理費		
給料	2,200,486	2,198,223
役員報酬	93,407	102,855
給料・手当	1,645,768	1,587,532
賞与	429,004	475,077
その他報酬給与	32,306	32,758
賞与引当金繰入	191,394	157,354
法定福利費	347,614	354,122
福利厚生費	41,992	35,350
交際費	2,434	3,048
寄付金	23,204	39,333
旅費交通費	20,599	18,859
租税公課	77,990	77,795
不動産賃借料	446,030	444,213
退職給付費用	169,112	42,092
固定資産減価償却費	199,671	206,057
事務委託費	514,821	507,633
諸経費	71,350	68,448
一般管理費合計	3,968,479	4,152,535
営業利益	1,314,371	1,221,369

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取利息	98	5,793
受取配当金	41	160
投資有価証券償還益	330	128
保険契約返戻金・配当金	¹ 2,098	¹ 2,155
雑益	1,095	1,798
営業外収益合計	3,663	10,036
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	7
投資有価証券償還損	215	173
為替差損	766	524
雑損失	2,125	268
営業外費用合計	3,107	973
経常利益	1,314,926	1,230,432
特別損失		
減損損失	-	² 14,968
税引前当期純利益	1,314,926	1,215,464
法人税、住民税及び事業税	331,791	329,874
法人税等調整額	70,102	34,874
法人税等合計	401,893	364,748
当期純利益	913,033	850,715

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377
当期変動額					
剰余金の配当			407,562	407,562	407,562
当期純利益			913,033	913,033	913,033
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	505,471	505,471	505,471
当期末残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	395	395	9,195,981
当期変動額			
剰余金の配当			407,562
当期純利益			913,033
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	371	371	371
当期変動額合計	371	371	505,842
当期末残高	23	23	9,701,824

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848
当期変動額					
剰余金の配当			913,016	913,016	913,016
当期純利益			850,715	850,715	850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	62,300	62,300	62,300
当期末残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	23	23	9,701,824
当期変動額			
剰余金の配当			913,016
当期純利益			850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	36	36	36
当期変動額合計	36	36	62,337
当期末残高	59	59	9,639,487

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定められた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	167,991千円	218,091千円
器具備品	326,602千円	398,589千円

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,098千円	2,155千円

2 減損損失関連費用

当社は次の資産グループについて減損損失を計上しました。

ソフトウェア	14,968千円
--------	----------

当社はすべての資産を一体としてグルーピングをしておりますが、2025年1月14日の経営会議における一部システムの解約の決議に伴い、当該システム利用に付随する資産については、別途グルーピングを実施しております。

当該資産グループは当該システムの解約が決定したことに伴い、除去が決定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。当該資産グループの回収可能価額は他の転用や売却が困難であることから0円としております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1年内	476,805	455,285
1年超	158,935	1,965,429
合計	635,740	2,420,715

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,966	3,966	-
(2) 長期差入保証金	300,000	270,690	29,309
資産計	303,966	274,656	29,309

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,913	1,913	-
(2) 長期差入保証金	300,000	253,900	46,099
資産計	301,913	255,813	46,099

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,008	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,000	3,008	-

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	970	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	-	-	300,970	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	3,966	-	3,966
資産計	-	3,966	-	3,966

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	1,913	-	1,913
資産計	-	1,913	-	1,913

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	270,690	270,690
資産計	-	-	270,690	270,690

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	253,900	253,900
資産計	-	-	253,900	253,900

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,211	1,000	211
小計	1,211	1,000	211
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,755	3,000	245
小計	2,755	3,000	245
合計	3,966	4,000	33

当事業年度（2025年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,913	2,000	87
小計	1,913	2,000	87
合計	1,913	2,000	87

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	992	-	7

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	231,980	千円
退職給付費用	169,112	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	73,100	"
前払年金費用の期末残高	474,192	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	817,801	千円
年金資産	1,292,266	"
	474,465	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"
前払年金費用	474,192	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	169,112	千円
----------------	---------	----

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	474,192	千円
退職給付費用	42,092	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	73,199	"
前払年金費用の期末残高	505,299	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	784,075	千円
年金資産	1,289,647	"
	505,572	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"
前払年金費用	505,299	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	42,092	千円
----------------	--------	----

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	58,605	千円	60,357	千円
未払事業税	18,407	"	12,282	"
資産除去債務	70,124	"	72,340	"
ソフトウェア	88,151	"	72,897	"
未払賃借料	10,592	"	-	"
その他	30,106	"	36,191	"
繰延税金資産小計	275,987	"	254,068	"
評価性引当額	70,124	"	72,340	"
繰延税金資産合計	205,863	"	181,728	"
繰延税金負債				
資産除去費用	54,076	"	50,727	"
前払年金費用	145,197	"	159,270	"
繰延税金負債合計	199,274	"	209,997	"
繰延税金資産の純額	6,588	"	28,269	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（令和5年法律第69号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の30.62%から、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により繰延税金資産は1,579千円増加、繰延税金負債は5,862千円増加し、法人税等調整額も4,283千円増加しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（15年）としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度		当事業年度	
	（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
期首残高	228,527	千円	229,016	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	〃	-	〃
時の経過による調整額	489	〃	490	〃
資産除去債務の履行による減少額	-	〃	-	〃
期末残高	229,016	〃	229,506	〃

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,393,214	40,555	2,510,105	59,261	12,000	11,015,136

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,777,428	45,394	2,378,824	21,832	12,000	11,235,478

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区 丸の内 2-1-1	50,000	生命 保険 業	(被所有) 直接 100	資産運用 サービスの 提供、当社 投信商品の 販売、及び 役員の兼任	運用 受託 報酬	523,182	未収 運用 受託 報酬	299,061
							支払 手数料	592,043	未払 手数料	204,453

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	-	生命保険業	(被所有)直接100	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売	運用受託報酬	503,648	未収運用受託報酬	268,290
							支払手数料	648,559	未払手数料	230,821

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	513,677円38銭	510,376円85銭
1株当たり当期純利益金額	48,341円91銭	45,042円38銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,701,824	9,639,487
普通株式に係る純資産額(千円)	9,701,824	9,639,487
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第1条第1項第3号並びに同規則第282条・第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2025年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	8,020,024
未収委託者報酬	1,963,669
未収運用受託報酬	694,199
未収投資助言報酬	1,893
その他	355,142
流動資産合計	11,034,928
固定資産	
有形固定資産	
建物	¹ 482,227
器具備品	¹ 134,343
建設仮勘定	88,391
有形固定資産合計	704,962
無形固定資産	
ソフトウェア	150,484
ソフトウェア仮勘定	15,301
無形固定資産合計	165,785
投資その他の資産	
投資有価証券	3,278
長期差入保証金	300,000
長期前払費用	20,215
前払年金費用	542,723
投資その他の資産合計	866,217
固定資産合計	1,736,965
資産合計	12,771,894

当中間会計期間末
(2025年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金	1,635,221
未払手数料	771,149
未払法人税等	196,173
賞与引当金	210,044
その他	² 484,301
流動負債合計	3,296,889

固定負債

資産除去債務	229,752
繰延税金負債	46,407
固定負債合計	276,159

負債合計

3,573,049

純資産の部

株主資本

資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783

利益剰余金

利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,508,829
利益剰余金合計	4,683,870

株主資本合計

9,198,654

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	190
--------------	-----

評価・換算差額等合計	190
------------	-----

純資産合計

9,198,844

負債・純資産合計

12,771,894

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2025年4月1日	
至 2025年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,418,586
受入手数料	22,634
運用受託報酬	1,200,495
投資助言報酬	4,382
その他収益	13,350
営業収益合計	5,659,449
営業費用	
支払手数料	1,397,593
その他営業費用	1,568,788
営業費用合計	2,966,382
一般管理費	¹ 2,120,034
営業利益	573,032
営業外収益	² 10,652
営業外費用	45
経常利益	583,639
税引前中間純利益	583,639
法人税、住民税及び事業税	155,801
法人税等調整額	18,023
法人税等合計	173,824
中間純利益	409,815

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547
当中間期変動額	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	850,708	850,708	850,708
中間純利益	-	-	409,815	409,815	409,815
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	440,893	440,893	440,893
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,508,829	4,683,870	9,198,654

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	59	59	9,639,487
当中間期変動額	-	-	-
剰余金の配当	-	-	850,708
中間純利益	-	-	409,815
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	250	250	250
当中間期変動額合計	250	250	440,643
当中間期末残高	190	190	9,198,844

[注記事項]

(重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
時価のあるもの	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 6年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. 重要な収益及び費用の計上基準	
投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定められた料率を乗じた金額を収益として認識しています。	

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2025年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	243,141千円
器具備品	430,965千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	60,521千円
無形固定資産	34,948千円
2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	1,999千円
受取利息	7,391千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	-	-	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	850,708,254円	45,042円00銭	2025年3月31日	2025年6月27日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1年内	452,356
1年超	1,731,421
合計	2,183,777

(注) 中途解約不能な定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金及び未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,278	3,278	-
(2) 長期差入保証金	300,000	252,843	47,156
資産計	303,278	256,121	47,156

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	-	-	-
その他の有価証券	-	3,278	-	3,278
資産計	-	3,278	-	3,278

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	252,843	252,843
資産計	-	-	252,843	252,843

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間末（2025年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,298	2,000	298
小計	2,298	2,000	298
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	979	1,000	20
小計	979	1,000	20
合計	3,278	3,000	278

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	229,506千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	245千円
当中間会計期間末残高	<u>229,752千円</u>

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他	合計
外部顧客への売上高	4,418,586	22,634	1,200,495	4,382	13,350	5,659,449

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	487,046円36銭
1株当たり中間純利益金額	21,698円26銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益金額(千円)	409,815
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	409,815
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	名称
みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社 1	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	
株式会社 S B I 証券	54,323	
三菱 U F J e スマート証券株式会社	7,196	
松井証券株式会社 2	11,945	
O K B 証券株式会社 1	1,500	
株式会社大垣共立銀行 1	46,773	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524	
株式会社北陸銀行	140,409	
明治安田生命保険相互会社 3	980,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

- 1 新規販売を停止しています。
- 2 明治安田ライフプランファンド20および明治安田ライフプランファンド70のみ取扱いを行っております。
- 3 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託銀行として、信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は18,887株（持株比率100.00%）です。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

1．名称、資本金の額および事業の内容

（2025年3月31日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2．関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3．資本関係

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向けメッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
 - ・詳細情報の入手方法
委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まます。）、電話番号および受付時間等
請求目論見書の入手方法および投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載する場合があります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 交付目論見書の「3. 運用実績」に委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まます。）を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより最新の運用状況を手続きできる旨を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資するため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
- 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (11) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三輪 登信指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 広樹**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月25日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森重 俊寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の2024年5月21日から2025年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の2025年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月25日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森重 俊寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の2024年5月21日から2025年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の2025年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月25日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森重 俊寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の2024年5月21日から2025年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の2025年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月14日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三輪 登信指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 広樹**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月30日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長澤 茂宣

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の2025年5月21日から2025年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年5月21日から2025年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月30日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長澤 茂宣

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の2025年5月21日から2025年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年5月21日から2025年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月30日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長澤 茂宣

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の2025年5月21日から2025年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年5月21日から2025年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。